

平成30年第2回長与町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成30年 6月 5日

本日の会議 平成30年 6月 7日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君 議事課 長 富永 正彦 君
課長 補佐 細田 浩子 君 主任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副町長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総務部長 山本 昭彦 君
企画財政部長 久保平敏弘 君 建設産業部長 緒方 哲 君
住民福祉部長 松邨 清茂 君 健康保険部長 中山 庄治 君
水道局長 濱 伸二 君 会計管理者 山口 利弘 君
教育次長 森川 寛子 君 総務部理事 山口 功 君
建設産業部理事 中嶋 敏純 君 教育委員会理事 金崎 良一 君
総務課長 荒木 秀一 君 情報管理課長 堀池 英二 君
秘書広報課長 中村 元則 君 契約管財課長 井川 勝信 君
政策企画課長 荒木 隆 君 財政課長 田中 一之 君
税務課長 山崎 昇 君 収納推進課長 渡部 守史 君
土木管理課長 中尾 盛雄 君 都市計画課長 日名子達也 君
福祉課長 細田 愛二 君 こども政策課長 村田ゆかり 君
住民環境課長 宮崎 伸之 君 健康保険課長 志田 純子 君
介護保険課長 辻田 正行 君 水道課長 山口 新吾 君
下水道課長 山崎 禎三 君 教育総務課長 宮司 裕子 君
生涯学習課長 青田 浩二 君 農業委員会事務局長 和田 弘 君

会議録署名議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時14分

平成30年第2回長与町議会定例会
議事日程（第3号）

平成30年 6月 7日（木）
午 前 9時30分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	—	一般質問	

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開催いたします。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

なお、質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明にお願いします。
なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順6、饗庭敦子議員の①情報弱者、情報難民について。②窓口サービスについての質問を同時に許可いたします。

5番饗庭敦子議員。

○5番（饗庭敦子議員）

皆さんおはようございます。本日1番というところで、元気いっぱい進めてまいりたいと思います。6月は男女共同参画週間が23日から29日まで行われます。今後の一般質問にも出ていらっしゃるようでございますが、今回のテーマは「走り出せ性別のハードルを越えて今」というところで、皆さんも男女のパートナーシップについて考えてみられてはいかがでしょうか。また、セクハラ問題が大きく取り上げられております。皆さんの言動も今一度振り返ってみられてはいかがでしょうか。

それでは一般質問に入ります。①情報弱者、情報難民について。昨今、自然災害が頻繁に発生する状況を踏まえ、適切な避難行動を取るためには国や自治体から発せられる災害に関する情報が迅速かつ的確に届くことが重要であり、一般的に情報が届きにくい外国人や高齢者の方々に災害時に必要な情報が確実に届けられるようにする情報難民ゼロプロジェクトを総務省が開催し、平成28年12月に2020年に向けたアクションプランを含む報告書が公表されております。長与町でも情報難民をゼロにすることが必要と考えます。それは高齢者だけでなく、また災害情報だけでなく、必要な方に必要な情報が伝わるのが重要であります。情報難民、情報弱者の方への町としての支援が不可欠と考えております。そこで以下の質問をいたします。1、町民への情報の伝達方法についての現状と課題をお伺いします。2、情報難民、情報弱者の方々の把握ができているのかお伺いします。3、個人の情報格差があると思いますが、どういうふうに捉えておられるのかお伺いします。4、広報ながよなどの配布方法を再考する考えがないのかお伺いします。5、町に関する新聞報道についてお伺いします。

②窓口サービスについて。各自治体は、住民のライフスタイルの変化や価値観の多様化、住民のニーズの高度化など住民側の変化への対応を迫られてきています。こうした中で住民の満足を第一に考えたサービスへ変わる必要があるとの認識が広まりつつあります。それに向け、選ばれ続ける自治体であるために各自治体が知恵を絞りと、住民が満足度を高め、魅力を向上させる取組が各地域で行われています。その1つが窓口サービスの向上だと思います。近年、窓口ワンストップサービスに取り組む自治体は徐々に増えております。そこで長与町の取組について質問いたします。1、窓口サービスの現状と課題をお伺いします。2、ワンストップサービスについての町の考え方を伺いしま

す。3、窓口サービス向上に向けての取組をお伺いします。4、広報ながよ5月号に掲載された「すぐやる課」新設の提案についての考え方の詳細をお伺いします。

以上質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。それでは今日最初の御質問者であります饗庭議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、大きい括りで情報弱者、情報難民についてということでございます。1番目1点目の町民への情報の伝達方法についての現状と課題ということでございますけれども、現状といたしましては平成28年度末より防災行政無線のデジタル化整備工事が完了をしました。それに伴いまして各情報媒体との連携、これがスムーズに行くようになっております。防災行政無線につきましては一般に町内放送と呼ばれておりますけれども、町内には子局が61か所、再送信子局が3か所、計64か所が町全体に対し、時報や町からのお知らせ、また緊急放送等々を発信しております。設置場所等々につきましては、音達図や現地確認により町全域をカバーできるよう、そういうような形での選定をしております。次に登録制メールでございますけれども、町内放送の内容をメールにより発信をいたしましてしておりますけれども、聞きそびれ等による再確認等にも活用されておるところでございます。なお従前の登録制メールでは町からの放送内容が全て配信をされておりました。しかしながら新システムにおきましては3点、これが選択して受けられるようになってます。1点目が町からのお知らせであります行政情報。2点目が大雨警報や避難所開設、避難情報等でもあります防災情報。そして、3点目が消防団が出動するものに限りますけれども、町内の火災発生状況をお知らせいたします火災情報。この3つの情報を選択して受け取ることができるように新メールのシステムを変えております。そうすることによって町民の利便性の向上を図るという趣旨でございます。次に電話確認サービスによる町内放送を録音いたしまして、フリーダイヤルにていろんな時に対応できるようにしております。次にインターネットの普及に併せまして、町ホームページの左上に緊急情報という欄があると思います。町内放送を掲載し、この欄をクリックしますと中の情報が見られるというふうになっております。またFacebookにつきましてはメール配信文と同じ内容を掲載いたしておりまして、ナガヨミックンというアカウントを活用しております。なお、Twitterにつきましては144字という文字の制限があるため、基本的にはFacebookと同じ運用方法でありますけれども、長文になる可能性がありますので2つに分けて配信することもあります。次にケーブルテレビメディアとも連携をしております。長崎ケーブルテレビの御協力によりまして登録制メール配信文をそのまま掲載できるようにしております。課題といたしましては、防災行政無線は音声による伝達でありまして、気象状況によりましては聞こえづらいという場合もあるようでございます。また屋内にい

る場合、家屋の機密性が高いほど聞こえづらいという場面もあるようでございます。町内放送については、内容の周知はもちろんでございますけれども、町民それぞれが危機が迫っていることを知るきっかけとしての活用が望ましいものと思います。自らが情報を収集する姿勢を持っていただきたいと思いますと考えております。

次に2点目の情報難民、情報弱者の方々の把握ができていくかという御質問でございます。情報難民、情報弱者をいわゆる外国人や高齢者等と仮定をした場合、そういった方々の把握は現状としてはできていないところでございます。町の情報発信は町内放送によるプッシュ型情報発信を行っておりますけれども、前述の他の情報発信媒体については基本的には全町民を対象としたものでございます。なお外国人を対象といたしました多言語による情報発信を消防庁国民保護室がセーフティーチップスというアプリを活用してJアラート情報等を配信できるようにしております。この件につきましては、町の広報5月号に掲載し周知を図っております。また高齢者につきましても、どの程度の割合の方が登録制メールや電話応答サービスを活用しているのかは現在のところ把握できていない状況でございます。

次に3点目の個人の情報格差の捉え方についてでございます。情報難民、情報弱者の方々の情報収集につきましては大きく2つになると思っております。1つ目は町の情報発信手段によるホームページ、広報等の情報媒体の活用でございます。2つ目は地域の防災訓練等における町職員の講話の際に周知することで、概ねこの2つの手段により周知を図っております。2点の共通事項といたしましては、ホームページは別でありますけれども一般に自治会に加入している方を対象に行われているものでございまして、防災訓練に関していえば自治会の活動に積極的に参加している方が対象となっております。防災情報は本来すべからず周知すべき内容でありますけれども、一方向だけの情報発信だけでは限界がありまして、町民自らが情報を収集する体制づくりが重要であると考えております。町民全体が防災に興味を持ち、楽しみながら防災について学べる機会を作り、防災意識の向上を図っていききたいというふうに思っております。町では町制50周年を記念した事業といたしまして、自主防災組織、自治会長会、防犯協会の3者主催と町共催で、体験型防災アトラクションの実施も計画をしております。

次に4点目の広報ながよなどの配布方法の再考というご質問でございます。広報ながよにつきましては、毎月の第1水曜日を基本に自治会配布の日に合わせて、自治会員の各世帯に配布されております。また町の施設等の窓口にも置いておりまして情報発信を行っております。なお広報紙では防災特集を掲載しながら避難施設等の一覧や避難方法についての情報提供も併せて行っております。今後もこれまでの方法により配布を考えております。

次に5点目の町に関する新聞報道ということでの御質問でございますけれども、新聞各社におきましてはそれぞれ災害に関する特集や関連記事が掲載されることがあります。本町に関する情報の提供依頼等がありましたら、個人情報等の適用の範囲内におきまし

て情報の提供を行いながら住民の防災意識の高揚を図っていきたいと考えております。

続きまして、2番目1点目の御質問が窓口サービスの現状と課題ということでございます。本町の窓口サービスの現状につきましては、窓口を所管する各課におきまして、各種申請の受付あるいは専門的知識を生かした相談業務、証明書の発行など丁寧な対応を常に心掛けて窓口事業を行っているところでございます。また窓口の配置に関しましては、住民からのニーズが高い部署であります住民福祉部、健康保険部を庁舎1階フロアに配置をしております。課題といたしましては、人事異動等による職員の配置転換や職員の若返り、世代交代が続く中で、住民ニーズに十分に対応できる専門的知識を備えた職員を早急かつ確実に育成していく。これが肝心ではないかと考えております。

次に2点目のワンストップサービスについてでございます。ワンストップサービスというのは窓口を一元化するという趣旨のものでございまして、自治体によりましてその取り組み方も異なっております。窓口を1か所に集約し取り扱う事務を限定して取り組んでいる自治体もございます。本町におきましては窓口ニーズの高い業務をワンフロアに集約した形をとっております。複数の窓口に用事のある方の移動距離を必要最小限にとどめる形をとっております。これにより各課の窓口で申請や相談等の業務を行う際に、それぞれの専門分野に精通した職員での対応が可能となり、窓口利用者のニーズに応えられる対応が可能となるものと考えております。なお、窓口をお探しの方に対応するために総合案内の配置あるいは案内図の設置により、分かりやすい導線案内ということにも努めているところでございます。

次に3点目の窓口サービス向上に向けての取組という御質問でございます。本町は窓口を分かりやすくするため1階フロアの各窓口番号をつけておりまして、各窓口への案内をスムーズに行えるようにしております。特に転出入の届出に伴う各種の手続き、あるいは住民環境課から関係する窓口を案内する際に有効に活用されておると考えております。総合案内を配置することで、スムーズな案内、誘導を行っております。このほか、窓口部署では窓口への職員等を常時配置するなどしまして、すぐに窓口での対応ができるような環境づくりを努めておるということでございます。

最後になりますけれども4点目の広報ながよに掲載された「すぐやる課」新設の提案についての考え方でございます。これは大変ありがたい御意見でございました。御意見の趣旨といたしましては、住民の要望を積極的に受け付け、迅速な対応を行う窓口を設置いたしまして、住民からの各種相談やクレームに対する窓口を一元化することでスムーズな対応が可能となるという、そういった御意見でございました。御意見に対する回答といたしましては「すぐやる課」を設置した場合、取り扱う業務が多岐に渡ることとなるため、全ての事案に専門的に対応する職員の配置が必要となることから設置が難しいんじゃないかというようなことをお答えしております。しかしながら一部では、こども政策課のように子どもに特化した窓口を新設するなどの見直しを行ったところでありまして、各部署におきまして内容に精通した職員が迅速な対応を行っていくこととする旨

をお答えしたものでございます。今後も各種相談等におきましては、迅速、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

それでは再質問に入らせていただきます。最初の伝達方法の現状ということで、デジタル化でスムーズに行ってるというお話でございましたが、行っている登録制メール、フリーダイヤル、SNS、ホームページ、ケーブルテレビとなっておりますが、どれくらいの方が利用して、どれくらいの効果が得られてるかというふうに把握されてるのか教えてください。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事兼地域安全課長（山口功君）

お答えいたします。まず防災行政無線を活用した防災情報というのは、先程町長の答弁にもございましたように、こちらからの一方通行的な情報発信というのが基本になりますから、なかなか数字というのは掴みにくいのがまずあります。ただ登録制メールにつきましては、登録された方の数字的なものが分かりますので、それを発表させていただきますと、1,662名の方がこの登録制メールに登録をいただいております。なおフリーダイヤル及びSNS、ホームページ等につきましては、申し訳ございませんけれども、こちらでは把握ができないという状況でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

把握ができなくなかなか情報が本当に届いてるのかという疑問があるかというふうに思います。それと先程言われた登録制メールですけれども、1,662件を多いと思うのか、ちょうどいいと思ってるのかどうなのかと、2015年に一般質問で行われた時は955件、それから2倍にも満たっていないんですけれども、これをどういうふうに捉えておられるのか教えてください。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事兼地域安全課長（山口功君）

まず登録制メールの数値でございますけれども、やはり多くの方に知っていただきたいというのがこちらの思いでございますが、登録制メールに登録されていないというのは、1つは情報が多岐にわたり入ってくるものですから、逆にそれについてちょっと煩わしさを感じられた方もいらっしゃるって、他で情報が入るといふ方もいらっしゃるのではないかなというふうにこちらで判断をしておりますけれども、それがなかなか伸びにくいと

ころではあります。ただ、先程申しましたように登録制メールにつきましては、防災行政無線等で聞きそびれた点とか、内容等がまたここで分かるようになっております。またフリーダイヤルにおきまして電話をすることにより、内容を確認することもできるようになっておきまして、先程申しましたように多岐にわたり情報発信というのをさせていただいておりますので、あとは利用される方がどの方法を使うかというのは利用者の方の選択ということにお任せをしてる部分もございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

利用者の選択ということではありますでしょうが、その辺りを把握しないと、町は発信してますよ、だから責任は無いですよ、みたいに聞こえるんですけども、その辺りと、もう1つは発信してる中で町民がいろんな所で情報を得るには、公衆無線LANの環境整備が必要というふうに言われております。長与町の中でこの整備がどれくらいできておられるのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事兼地域安全課長（山口功君）

まず先程申し上げましたのは、要するに町側としましてはいろいろな方法で情報伝達をさせていただいてるのが主な趣旨でございまして、要するに情報を取得するには、やはり町民の方もそういういろいろな方法があるんだよということをまず理解していただいているかと思っております。それからもう1つ先程言われました公衆無線LANにつきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、ちょっとお答えは難しいということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

手元になれば後程お答えをいただきたい。これを整備してインターネットがどこでもつなげると情報が得られるんじゃないかと、町民が情報を選択しているべきだというふうにおっしゃったので、そうかなというふうに思います。やはりこの情報弱者、情報難民というところでは、もう皆さんも御存じのとおり東日本大震災の時に緊急地震情報が届いたのは、緊急情報については3分の1、地震情報については4割ぐらいしか伝達されなく、住民の多くの方が行政の情報提供が不十分だったというふうに言われております。その中で情報弱者とされる視覚障害者、聴覚障害者の方はますます情報提供が得られなかったというふうに言われておりますので、その分を含めて今後、災害情報を提供するに当たってその弱者のための体制を構築する必要があると思うんですね。先程の5つの方法は皆さんがそれぞれ取りに行きましょうね、自分たちで取りに行きましょう

ねということかと思いますので、弱者に対する体制を構築する必要があると思うんですけども、その辺りはいかがですか。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事兼地域安全課長（山口功君）

おっしゃるとおり情報弱者という捉え方でいきますと、おっしゃるとおりな考えであるんですけども、ただ、こちらの方としましては多重放送の中に文字放送であったりとか、いろんな福祉的な考え方の放送というのを取り入れております。先程も申しましたように、情報に関してはかなりの高度化といいますか、進めさせていただいております。それで、もちろんJアラートというのがありまして、これは一斉に緊急放送を、これは国が直接市町村の防災行政無線を活用しまして、職員がそこに携わらなくても放送ができるような体制というのでしております。確かに東北震災の時にはそういうことの整備がどうだったのかはちょっとまだ疑問でありますけども、そういうふうな形で国の方も消防庁を通じましていろんな形で情報についての発信については、いろいろと技術革新等も含めて努力していただいているんじゃないかと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

ちょっと聞いてることと違うような気もするんですけども。じゃあ次に情報難民、情報弱者が把握できていないという答弁でございましたが、なぜ把握できていないのか。こういう方が災害の時に1番困られるんじゃないかというふうに思うんですね。今後はそれに対してどんなふうにしていくのかということをお伺いします。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

福祉課の方から答弁をさせていただきます。今年の3月に町の方で、避難行動要支援者要支援プランというものを策定いたしました。その中で災害対策基本法の改正によりまして、いわゆる避難行動する際に支援が必要な方、要支援者の名簿の作成、それと個別計画の作成というのが義務づけられております。それで町としましては、今、名簿の方はもう作成は終わってるんですけども、今年度、要支援者の方々、高齢者の方であったり、要介護をお持ちの方とか、障害をお持ちの方とか、そういった方々を対象に名簿を作成して、その中から同意を得られた方の個別計画の作成に今年度取り組んでいくように今進めているところでございます。そういった中で避難の支援体制であったり、情報伝達につきましても、その計画の中に盛り込んでいきたいと思っておりますので、それぞれでその情報を得る手段が違うかと思っておりますけども、そういったところも計画の方に盛り込んでいって、すぐ情報伝達と支援ができるような形でやってまいりたいと

思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今後は情報難民、情報弱者というものを町としては把握していくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

今回の個別計画というのは、もうお1人お1人の計画を立てていきますので、若干時間は掛かることかもしれないんですけども、そういった中でお1人お1人の状況が分かかってまいりますので、情報難民の方であったり、弱者の方であったりというのはある程度把握ができるものと考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

是非、把握していただいて確実に情報が届くようにしていただきたいと思います。災害だけではございませんのでちょっとお伺いしたいところで、聴覚障害者の方が人口内耳体外機購入助成事業というのが平成29年度からされて31年度までということなんですけれども、そういう情報がちゃんと届いてるのかなど。長与町ではお1人だけそれを受けられたということで聞いておりますけれども、情報が届いていないのではないかと。ホームページも見させていただきますとホームページにも載ってなく、他の諫早市、大村市、もちろん長崎市は載っております、県の事業ではありますけれども、そういうところが確実に届いてないのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

確かに議員がおっしゃいましたように人口内耳に対する助成の制度が昨年からの実施をされたところで、県からの助成ということで一応今のところ3年間というような助成内容でございます。周知につきましては、ちょっと記憶、私が定かではないんですけど、確かにホームページには載ってないかもしれないです。あと広報等で周知をしたかどうかちょっと定かではないんですけども、そういったところで周知不足というところがございますので、そこにつきましてはすぐ対応させていただきたいと、短い助成期間でありますので周知の方はさせていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

是非、周知をしていただいて、情報弱者、情報難民にならないようにしていただきたい。もう1点、昨日の一般質問の中で出てきたんですけども、広報ながよの情報を視覚障害者の方には声の広報紙として届けておられるというふうなお話でした。この声の広報紙はどんな形で届けておられるのか、広報ながよは自治会加入の方かと思うんですね。障害者の方で全部が加入されてるのか。ちょっと把握はできておりませんが、その障害者の方の声の広報紙は自治会加入者に限るのか、未加入者にもちゃんと届いておられるのか、その辺りはいかがですか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

声の広報発行事業ということで、町の広報紙、それと議会だより、選挙がある際の選挙広報。こちらの方をCDに録音をいたしまして、事前に希望される方につきまして郵送すると、こういった事業を社協の方に委託をしております。それで対象者につきましては、例えば手帳をお持ちの方であるとか、そういった限定はいたしておりません。希望される方に配布という形でさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今ちょっとお聞きしたのは自治会加入、未加入が関係あるのかというところを再度お伺いします。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

自治会に加入をしている、加入していないというのは、対象者の中には特に限定をしておりますので、希望される方は全て対象となります。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

ちょっと個人の情報格差は時間があったらしたいというふうに思いますので、次の広報ながよの配布というところで、今、声の情報は自治会加入の方も未加入の方も配付しておりますということでございました。この広報ながよは、今のところ自治会加入者だけにしか届いてないと思うんですけども、やはり未加入の方にも必要かというふうに思うんですね。昨日の一般質問でもありましておとり、自治会加入率はこの5年間で5%以上、下がっております。その中でやはり届いてない方が増えているということかというふうに理解しております。そうすると、もうやはり全戸配布というふうに配布方

法を考える時期ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（内村博法議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

質問にお答えいたします。広報ながよの配布方法につきましては、先般から御説明していますけれども、自治会配布のほか、公民館や長与駅のコミュニティホールなど、町内の公共施設に設置しています。これに加えて郵便局や医療機関、老人ホームなど、配布依頼があった施設23施設にも毎月配布を行っております。近隣市町に今回こういう質問も挙がってましたので連絡をいたしまして、広報紙の配布方法や問題点など話をしてみましたが、配布方法につきましては全て自治会配布でした。特出した問題点につきましても無いようでした。それから全国的に見ても配布方法は自治会配布が一般的な方法でしたので、現行におきましては配付方法の再考は考えておりません。今後につきましては、駅や郵便局、金融機関や医療機関など、待ち時間に読めるような所に配置をお願いしてはどうかということで検討をしております。全世帯配布につきましても、同じく近隣市町にお話を聞いてみたんですけれども、大多数が考えてない状況でした。自治会未加入者への配布という問題につきましても、本町と同じく公共施設などが多く、特出した問題点につきましても現行無いような状況でございました。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

他の市町がしてるから、それで良いよということではないかというふうに思います。おっしゃるように郵便局、銀行置いてあります。しかしながら、郵便局のが減ってるのかということと同じぐらいの枚数が毎回あるように感じております。JRも見てみましたが、同じように感じており、ということは情報は得ておられないのではないかというふうに思うんですね。この一般質問で昨日からもありますけれども、何か広報とかお知らせは広報紙とホームページでお知らせしておりますと、ずっとおっしゃっています。この2年間の議事録を調べてみましても、この一般質問のときの周知方法はと言ったら、広報紙とホームページと必ず言われております。その広報紙が30%の方に届いてないということは大きな問題ではないかと、近隣が問題ないけん長与町も問題ないよということではないと思うんですね。近隣がしてなくても新しい考えをしても良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

全世帯配布につきましては、今後も近隣市町と協議しながら、どういう方向性が良いのかというのを検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

私としては自治会配布、自治会の方に配布をお願いしてるというのは十分承知しておりますので、自治会の方に、自治会に入っていない方にも配布してもらってはどうかと思ってるんです。配布することによって皆さんが自治会とはそんなものだなと知っていただくことでもあるし、繋がることもあるし、そこから自治会加入しようかなというふうにプラスの方向に考えることもできるんじゃないかと。どうしても今までみたいに参加者にはあげますよ、未加入者にはあげませんよということになっておると思うんですね。そうではなくてみんなの広報紙ですから、配っていただくのには自治会の方にお願いは必要だと思うんですね。それで理解を得られるかは別としましても、そういう方法も考えていって、それこそが共助に繋がるんじゃないか。みんなでお互い支え合っけきましょうと、入っていないからあげませんよということではなくて、ごみも出されるわけですから、ごみのカレンダーとかも必要なわけですから、全部に配って、だからこう話をする中で自治会に入ってもらって活動しましょうねというところから自治会加入率というところに繋げていってはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事兼地域安全課長（山口功君）

先程自治会加入率ということで、昨日からいろいろと皆様から御意見いただきましてありがとうございます。ただ加入率につきましては、先程申しましたようにちょっと若干、数字の出し方については少し研究をするところがございますので、率がどういうことかというのは少し今後検討させていただきます。また、先程申し上げましたように、担当課としましては、いかにして加入率を上げるかということで、いろんな考えをもっていかなくちやいけないと思いますけど、その1つとして広報紙の全戸配布ということもおっしゃられてるということで理解をしておりますけども、それは今後また研究させていただきますと思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今後研究ではなくて、お金も掛からないことですからお願いをして、共助を深めていくという面で考えていただく。別に参加率だけのために言ってるんじゃないですよ。情報難民、情報弱者にならないために、やはり広報紙には今回も見させていただきましたが、防災とか、かなりいろんな情報が載っております。だからこそ、手元にあると見るけれどもわざわざその場所まで行って見ますかということですよ。今、入っておられない方には若い方が多いかと思えます。アパートに住まれてたりですね、その方も住み

続けていただきたい。長与に住み続けていただくと20年後、30年後は自治会にねということにもなるかと思うんですね。そういうふうに長いスパンで考えてどうかと思いますが、町長いかがでしょうか。全戸配布に向けて、別に町がお金を出してということではございませんので、考えていただければと思いますがいかがですか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

この件に関しましては、町だけでなく自治会長の間でも非常に論議をされています。どうしたら自治会に入ってもらえるだろうか、あるいは情報難民の方を救えるだろうかというようなことを考えております。やはりこういった所23～25か所に置かせていただいても手に取ることもない人もいらっしゃる訳ですね。それで根本的なものについてはいろんな理由がありますが、その中の理由の1つとしては、やはり先程議員もおっしゃったけども、自治会がどんなものやってるのかということをもっと理解していただくということが大事だろうと思うんですね。そのためには、今1番進みますスマホです。スマホの中に入って行って自治会加入するとこういったことあるよと、こういったものが救われるんだよと、事故があっても、こういった豪雨があっても、地震があっても、こういうことできるんだよということをもっと説得力をもって内容を作っていくって、そして皆さん方にお知らせすると、こういったことが1番今大事なんじゃないかなと思ってます。今、饗庭議員おっしゃったことも非常に大事なことで、そこも踏まえて、やっぱり自治会長とも話をしながら取り組んでいきたいと思ってます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

是非、自治会にももちろん関係があるのですぐできるとかは思っておりませんので、やっぱり発想の転換は必要と。加入率はなかなか増えない、そして情報は行ってなくても情報を把握できてないとかではなくて、していただければ良いかというふうに思います。

次に、町に関する新聞報道で提起を行いながらというところですが、プラスの面、町制施行50周年をPRしていただくとか、そういう面で連携をしていただくと良いかなと思ってるのが1つと、最近、高田南土地区画整理事業がこないだ6日間シリーズで、その前は学校給食米、その前は公共施設と、いろんな形で報道されております。それが長与の中ではやはり情報としてより多くの皆さんに届いていることというふうに思っているんですね。そうした場合に、この報道に対することでも、ある一定の対応の仕方などを行政の中では何かあるのか、その正確性、もちろん正しいことは言うておられるんだと思うんですけども、どう報道するかは報道者の関係かと思いますが、それに対する、インタビューに対する体制とかがなされておられるのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

実際、記者に答える体制というものは庁舎内ございません。ただ記者の質問を受ける際に担当課、担当部長等はやはり誤解がないように記者の方に説明をいたしましてお答えもしているということで、うちの方は理解をしてるところでございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今、メディアが先行するということもたくさんあるかというふうに思いますので、そういう体制を作るということは今後必要ではないかと思いますが、再度いかがですか。

○議長（内村博法議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

今まで、その体制、どういう形で答えていくかという検討もしたことありませんでしたので、これから研究してその体制づくりができるようであれば、そういうことで体制づくりも研究をしてまいりたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

是非、研究をしていただきたい。やはり情報弱者、情報難民が出ないようにいろんな情報を発信していただいて、いろんな方法も十分されてるとは思いますけれども、弱者の方により伝わるようにしていただきたいというふうに思います。

次の窓口サービスに移りたいというふうに思います。窓口サービスでは、丁寧な対応でニーズが高いところから行ってますよということだったですけども、土曜日の開庁のサービスというものをどういうふうに評価しておられるのか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えいたします。土曜日の開庁につきましては、一定の部署だけではございますけれども、担当の方々に出させていただきまして住民のニーズに応えるために開庁をしているところでございます。そこにはもちろん職員の休日の出勤というのはございます。その中で、窓口の機会を与えるという意味では土曜日の開庁というのは元々政策的なところで始まったものですので、現在も確かに利用者数というのはそこまではないかと思いますが、機会を与えるという点では、窓口を開ける機会ですね、という点では有効であるというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

開いてる方が良いのかなとは思いますが、利用者数とやっぱり費用対効果が必要かと。働き方改革と言われてる中での土曜出勤もいかなものかというふうに思うんですが、その辺りはいかがですか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えいたします。確かに議員のおっしゃるとおり、働き方改革と今求められてくる、まさにその時代に入ってまいりました。そういった中で実際の件数等が既に出ておりますので、そういった中での廃止とは言いませんけども、規模の縮小であるとか、もっとニーズのある部署だけを残して、例えばニーズの無い所を縮減していくとか、そういったやり方というのにも研究していく必要があるかと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

松邨住民福祉部長。

○住民福祉部長（松邨清茂君）

件数については、住民福祉部の方で土曜の窓口対応の5課の分を総数は把握しております。ちなみに平成29年度の来庁者数総トータル、これは563件の方が来庁されておられます。そこに対応した職員の数は157名、処理件数は電話の件数も入ってます。それと土曜日に対応できる業務以外の問い合わせとか、来庁の方も含めて対応件数といましては786件でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

この件数を見て必要であるというふうに判断しておられるのか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

松邨住民福祉部長。

○住民福祉部長（松邨清茂君）

うちの方では、この数字が多いか、少ないかという判断はかなり難しいと思います。仕事をされて、来なくてはいけないという方達にはありがたい土曜日開庁であろうし、それ以外、平日で可能な方達については土曜日開いてなくても良いんじゃないかという声は聞くことはあります。だから、うちの部、この5課についてはこれが多い少ないというのはなかなか判断ができません。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

理解しました。今後またいろんな面から検討も加えていただければと思います。

次に窓口サービスの1つとして、千葉県の船橋市でされている書かない窓口というものがあるんですけども、これが非常に良いなというふうに私は感じまして、ここは市ですから市民の方が住所、氏名、生年月日、性別というものを口頭で窓口で言うと、それを端末で調べていろんな形で必要な手続き、住所変更と共に必要な手続きは一緒に行えるというような窓口でございます。それをこの長与町でも取り入れるとすごく書類の煩雑さも無くなるのではないかとということで、住民サービスへより繋がるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えいたします。電子申請等による受付ということで理解をいたしますが、現在の本町におきましては、確かに異動届という住民環境課の方で紙ベースでございます。その紙ベースで受け付けたものを、例えば転入の場合であれば転出証明書を用いて必要な情報を住民課の方で記載すると。転出の場合については住民課の方で長与町の情報を以って必要な情報を記載して、関係する窓口の方へ御案内する際に住民課で書いたものの写しをその窓口で出していただきまして、その場での書くということを極力省略すると。ただし、どうしても様式が定められているものとか、こういったものに関しては所定の用紙の方へ記載いただいているという現状があるようでございます。システムの同一化というのがなされて初めて今のお話になされていくわけですけども、現在、基幹システムとはほかに各窓口で違うシステムが入ってる部署がございます。こういったものを揃えるというようなところでもコストが掛かります。今すぐ簡単にという訳にはいかないのが現状だと思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

システムの導入にはちょっと費用も掛かるかと思うんですが、窓口だけでも書けない方もいらっしゃるのかなというふうに思うんですね。そもそも分かっているのがあるのと言ってそれが引き出せれば、もちろん証明書とか要ると思うんですね、付随するものはいろいろいると思うんですけども、わざわざ書かなくても、書く手間もいらぬし、書いたものは必ず保存しとかないといけないと思うんですね。そういうのも無くなるので良いのではないかとと思うので、全システムを変えるというところとすごい費用になるから、できるところから始めてはどうかと思うんですが、いかがですか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えいたします。現状、私の方でその申請書等の様式を確認しておりませんので、おっしゃいますとおり、もし簡略化できる部分がありましたら、そこについては取り組んでいくのも良いのかなというふうに考えます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

そうですね。是非できるところから、全部とは言いませんがしていただければというふうに思います。

2、3番は時間があつたらあとでしますので、4番の広報ながよ5月に掲載された「すぐやる課」というところでございますけれども、すごく良い提案かなと、いろんな形で町民の方が提案されたものは、全部が全部取り入れられるとは思っておりませんので、これに対してどれだけの議論を行ってどういうふうな過程で話し合っ、回答はもちろん、広報ながよは持っております。今日言われた分も把握しております。その中でどういうチームで話し合っ、どういうふうな処理をして、どういう結果がこうなったのかというのを教えてください。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えいたします。この提案に関しましては、まず提案箱、秘書広報課の方にまいります。その後、総務課の方へ回答の指示がございました。その回答を出すに当たりましては、総務課の中での協議を行いまして、実際、関係所管との協議を行っておりません。この辺は丁寧さに欠けていたと思います。それから回答を再度広報秘書課の方へお渡しをしまして、他の提案と一緒に御回答を御本人様に差し上げたという次第でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

やはり町民の提案は大事にさせていただきたいと思うんですね。総務課でこれは要らないよねということではなくて、庁舎挙げて全体で、せっかく提案されたんですから、まちづくり提案箱に出してくださいと言ってるから提案されたんですので、その辺はいかがでしょうか、町長。

○議長（内村博法議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

今議員がおっしゃるように、町民提案箱は今非常に稼働してます。多くの方々がいろんな意見を持ってきていただいております。今言ったようにまず総務の方で受け付けしまして、そして手分けしてこの問題はこの課が良いということで話をします。その話を

もって副町長と私のところに来ます。そして、こういった提案が挙がってますけどもどうしましょうかと、私達の意見も添えて、そしてお答えをすると。基本的には全て、住所、氏名等書いてある方には必ず御返事をするというようなこととございます。今、饗庭議員がおっしゃってることにつきまして、もう少し議論をする場というのも、ものによってはそういうことも必要かなというふうに今ちょっと感じてるところとございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今後は是非町民の御意見を大事にして、していただければというふうに思います。この「すぐやる課」というこの名前がどうかというのは別としても、住民の方から街灯が切れたとか、ごみの収集場所の網が壊れていたとか、いろいろ聞かれるんですね。受けたものは全部、私が町にちゃんと課に行ってしまうけれども、どこに行ったら良いか分からないとやはり言われるんですね。そのためには、どこかで窓口を作っていただければと思うんですね、受付案内も座っておられます。座っておられるんですけど、なかなか案内の所まで行くのにも何となく二の足を踏むというようなお話も聞いておりますので、その辺りで何かどこかの窓口に行ったら全部分かるよねというふうになると良いかと、課名とかは別ですけど、全部そこでやれということではないですけど、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えします。現状の形としましては、どこかの窓口に行ってお尋ねするという所が総合案内であるというふうに私は思っております。また総合案内で100%気付けるかということではございません。そういった中で1階の職員であるとか、廊下を歩いて窓口を探していらっしゃる方にはお声掛けを積極的にしたりとか、そういった取組を行っております。現状の方針ではそのような形で進めてまいりたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

そうですね、総合案内の方が声を掛けておられるというふうに思うんですが、だからもう気付いたらすぐに、どなたでも良いんでしょうけれども、向こう側からでも出てこられたら良いかな。ただ朝来てみると、誰もいないみたいな感じをちょっと受けると、私はですよ。もちろん誰も住民もいないんですけども、でも何となく雰囲気的に聞きにくいというふうに、それは私の感じなので違うかもしれませんが、そういうのが無い、温かい感じになると良いかなと。もう1つはSOSも一緒ですけども、何かあった時にどこかに行ける。窓口の方がもちろん積極的にされておられるんだとは

思うんですけども、そういう面もやはり窓口のサービスとしてしていただけると良いかなと思うんですね。じゃあ戻って、窓口サービスの向上についてお伺いしたいと思うんですけども、今、番号をしたり、いろんな形で分かりやすいようにしておられるという話はお聞きしました。その中で住民の方にはいろんなニーズがあると思うんですね。役場に来てゆっくり話をしたい方と、すごく急いので早く処理が終わりたという方と、そういう方にそれを察知して対応できるのが必要かと思うんですね。そういう辺りの研修とかはされておられるのか、どういうふうにされておられるのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

住民のニーズに合った窓口の対応ということで、本町におきましても毎年度、接遇に関する研修っていう形のものを取り入れて進めております。年度を変えて内容はもちろん異なったものを行っておりますが、それで住民のニーズに応えるため、例えば待ち時間というのがございますけども、そういったところを若干どうしようもない部分も実際のところございます。しかし、窓口の一元化をすると、その窓口の時間っていうのは当然膨らむわけですので、その辺を専門性を持った職員の中で横の繋がりを大切にして、重視して、対応力を養って、住民の目的を達成するように、所期の目的を達成できない場合は説明をしてまいるように努めているところでございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今言われたその待ち時間いろいろあるかと思うんですが、待ち時間の調査とかはされておられますか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

待ち時間の調査につきましては、現状、把握していないところでございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

やはり実態調査は必要かというふうに思います。それとサービスについて言われたように、接遇の研修とか、所管ではお話し合いされてるんでしょうけれども、第三者からの視点ということで、町民の意見を聞く機会っていうのはございますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えします。市民の皆様から意見を聞く機会というのが、こちらの方から意見を下さいという場というのは設けておりません。実際、先程からお話がありますとおり、提案箱の中でありましたり、直接窓口で市民の方から言われることであつたりということ、こちらの方はその情報を把握しているところでございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

これからサービスを向上するにはそういうところも必要で、そういう仕組みも作っていったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

窓口のサービスの向上というのは、もう本当に考えていかなければいけない問題という認識は持っております。そういった中で、今後どういった形で進めていくのが良いのか、先程の分かりにくい窓口、ここの改善等も含めたところで研究をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

もう1点、マイナンバーでサービス向上をするというふうに1番最初マイナンバーができたとき国が謳ってたかというふうに思うんですが、それにより窓口サービスが向上したっていうのはございますか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

詳細につきましてはちょっと把握しておりませんが、マイナンバーのカードを用いることによりまして、例えば、税務課のお話をしますと、所得証明書が必要になつたものが情報連携が昨年の10月から始まつたことによりまして、窓口に来る必要がなくなつた。こういった意味におきましては、簡素化されている現状がございまして、以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

窓口サービスっていうところでは、職員の方もやりがいか、達成感とかが必要になつてくるかと思うんですね。そうした場合には上司との関係ということも出てこようと思うんですね。それがより良いサービスに繋がると思うんですけども、その辺りをどのようなシステムでされておるのか、育成にも関わるかと思うんですが、先程接遇は1つ

聞きましたけれども、それ以外に何かございますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

今のお話で申しますと、課内での日々の話になってまいります。この中では、もちろん部長、それから課長が先頭に立ちまして職員の行動等を常に見て注意喚起を促したり、褒めたり、こういったところでの日々の取組が行われております。こういった中で職員が育成されていってるということでございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

そうですね、是非、窓口サービスを向上していただいて住民に優しい窓口になることが必要かなど。今でも十分されてるのは重々承知しておりますので、よりそれ以上にサービスを向上するということが必要かと思えます。そしてまた、高齢者とか障害者、子育て世代、外国人、長与町は外国人も増えておられるというふうに聞いておりますので、そういう方に配慮した窓口を充実していただきたいのと、やはり待ち時間をどうやって過ごすのかってところで、明るく楽しい窓口になることと快適な行政フロアですね。見た目も何か楽しそうにさせていただけることをお願いして質問を終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時50分まで休憩いたします。

（休憩 10時30分～10時50分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き、会議を再開し一般質問を行います。

通告順7、浦川圭一議員の①本町における適切な都市計画の見直しについて。②過去の一般質問の答弁にかかる現状の取組について。③第3次男女共同参画計画で示している計画についての質問を同時に許可いたします。

1番浦川圭一議員。

○1番（浦川圭一議員）

おはようございます。早速ですが質問に入らせていただきます。

1点目、本町における適切な都市計画の見直しについて。本町の用途地域を定める都市計画については昭和47年に計画決定がなされ、途中必要に応じた変更が行われ現在に至っていると考えておりますが、現時点において一部見直しができないか質問をいたします。まず1点目、第1種低層住居専用地域の容積率緩和について。本町の第1種低層住居専用地域における容積率は80%で指導、運用がなされています。現在、町で取組んでいる3世代同居近居促進事業などの事業促進を考えた場合、容積率を100%ま

で緩和することで、一定の効果が見込まれると考えておりますが見解を伺います。2点目、市街化区域内における用途地域について見直しの必要はないかお伺いいたします。

次、大きい2点目ですが、過去の一般質問の答弁にかかる現状の取組について。

(1) 28年3月議会において、経費の削減、管理業務の軽減を求めて宿根草を含む多年草での植栽も検討すべきではないかとの質問に対し、庁舎周りで試験的に植えてみるとのことであったが、その現状をお伺いいたします。(2) 29年6月議会において契約の変更をした場合、その変更理由及び変更内容を公表するようになっているが実施されていない、なぜかとの質問をいたしました。公表をしてこなかったのが現状で、今後は適切に公表するとの答弁がありました。改善がされたか伺います。

3点目でございます。第3次男女共同参画計画で示している計画について。4つの重点目標が示され、それぞれの推進施策の中に以下の支援が掲げられています。就業支援及び短時間労働者に対する支援。女性の能力開発や人材育成への支援。生涯を通じた女性の健康支援。妊娠、出産に関する健康支援。ひとり親家庭の生活の安定と自立支援。高齢者や障害のある人などへの支援。以上、それぞれの支援について具体的な取組を伺います。よろしく申し上げます。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは浦川議員の御質問にお答えいたします。大きな括りの本町における適切な都市計画の見直しということで、1番目1点目の第1種低層住居専用地域の容積率緩和という御質問でございます。現在に至るまでに平成8年に2世帯住宅の増加などを理由におおよそ90ヘクタールにおきまして当時容積率が50%でありましたのを80%に変更しております。御指摘のように平成8年から20数年が経過をしております、生活スタイル等が変化しております、容積率の変更が必要であるか今後都市計画基礎調査及び国勢調査等の結果を踏まえ、研究していきたいと思っております。次2点目の市街化区域内における用途地域の見直しという御質問でございます。これも都市計画基礎調査及び国勢調査等の結果を踏まえ、今後研究していきたいと考えております。

続きまして大きな括りの、過去の一般質問の答弁にかかる現状の取組ということでございまして、1点目の多年草での植栽でございます。先般議員より御提案いただきました宿根草を含む多年草での植栽につきましては平成28年3月議会後、中尾城公園内に試験的な植栽を行い、おおよそ2年間の継続的な植栽を確認しております。そのことを踏まえ、今年度は道路に設置してありますプランターにつきましては、宿根草での植栽を秋頃に実施をしております。植栽後は管理方法について研究を行い、経費削減及び管理業務の削減に努めてまいりたいと、このように考えております。次、2点目の契約変更理由及び変更内容ということでございます。昨年度の議会で御指摘を受けまして、契約内容が一覧表において当初契約時には工事概要を記載することとし、また契約変更が

あった際にはその契約変更の理由等も記載したものを町ホームページにて公表し、改善を図ってまいっておるところでございます。今後も要綱に基づき適切な公表を行ってまいりたいと考えております。

次に大きな括りであります第3次男女共同参画計画で示している計画での質問でございます。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題と考えております。本町におきましては、女性の活躍推進といった新たな国の施策に対応するとともに、時代に即した施策を推進していくための方針として第3次男女共同参画計画を策定いたしまして、今年度から各種施策に取り組んでいるところでございます。御質問の各種支援に係る具体的な取組について施策毎に説明を申し上げます。まず1点目の就労支援及び短時間労働者に対する支援ということでございますけれども、子育て中の再就職希望者に対しまして講座やセミナー開催時における託児室の設置あるいは一時預かり、ファミリーサポートセンターの利用促進等々、ニーズに合った保育サービスの提供に努める他、関係機関と連携をいたしまして短時間労働者に関する関係法令等の周知を進めてまいりたいと思っております。次に2点目の女性能力開発や人材育成の支援ということでございます。女性を対象としました学習機会の充実や情報提供、また関係機関と連携した女性の創業、起業に資する情報提供を今後とも行ってまいりたいと思っております。3点目の生涯を通じた女性の健康支援ということでございますけれども、子宮がん、乳がん、生活習慣病などの予防対策の実施、あるいは健康教室、健康相談などによる健康づくり意識の啓発、スポーツを通じた健康づくり、こういったものを進めてまいりたいと考えております。次に4点目の妊娠、出産に関する健康支援ということでございますけれども、妊婦健康診査や妊娠中の健康相談、保健指導、出産後の家庭訪問や育児相談など支援の充実を今後とも図ってまいります。次に、5番目のひとり親家庭の生活の安定と自立支援というお尋ねでございます。医療費の助成や児童扶養手当等による経済的支援、融資貸付制度、就業支援制度等の周知や相談等も併せて実施をしてまいります。最後に6番目の高齢者や障害のある人達への支援ということでございますけれども、シルバー人材センターの活動、老人クラブの活動に対する支援の他、道路、公園等のバリアフリー化の推進、障害者の社会参加、自立支援を促進するための取組を今後とも実施をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

それでは1点目から再質問をさせていただきます。まず確認ですけれども、答弁の中で平成8年に50%であった容積率を80%に変更したということでしたけれども、これは当時は60%じゃなかったかなということだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えします。その当時は第一種住居専用地域でございまして、この時の容積率は50でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

私の勘違いじゃないと思うんですが、今まで長与町の中で建ぺい率の50というのはあったんですが、容積率の50というのは無かったと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

建ぺい率と思って数字を言ってしまいました。容積率は60でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

分かりました。まずそこを訂正していただきたいと思います。それで、まず今回都市計画基礎調査、国勢調査等を基にまた研究をするということによっていただいたんですが、今回3世帯同居近居事業とかいうものを取り組んでおられるようでございますけども、町の方がこういった事業に取り組んで安心して子どもを産み育てることができる住まい及び住環境の形成を促進するためということで、こういう目的でやっておられると思うんですけども、こういう目的を達成していくためには今回の提案も幾らか必要になるんじゃないかなということで質問をさせていただいております。今回、この提案はあくまでも多くの町民に関係するというような提案ではなくて、第1種住居専用地域にお住まいの方で、またそこに土地を持っておられる方の中で、もう少しこう土地が広がれば増築ができるとか、2世帯同居の住宅が建てられるとか、そういうぎりぎりのところで悩んでいる人達がこの容積率を緩和することで、建てることの決断に少しでも力になるんじゃないかなということで質問をさせていただいております。そういうことでその先程のこの事業を担当されている所管の方、こういう取組をしたらどうかということをおっしゃるんですが、このことについてそこをどういうふうに感じられますか。

○議長（内村博法議員）

松邨住民福祉部長。

○住民福祉部長（松邨清茂君）

現在、その3世代住宅の補助の方は子ども政策課の方で行っておりますけれども、これ施策自体が時限的なものが入っております。平成30年度で終了する予定ではございますが、今言われた3世代同居まで何とか一種住居の中に住んでみたい、そうであれば

子育てもうまくいくんじゃないかという質問の趣旨ではないかなと思います。確かに2世帯住宅までいくと、子どもを産まれる方達のお父さん、お母さん達まだ現役世代で、そこにはまだ昼間は住宅を空けて仕事に行かれてる。3世代となると今度はおじいちゃん、おばあちゃん達もおられるんです。そこで、おじいちゃん、おばあちゃんに子どもを預けたいと、こうなるとどうしても部屋数が増えてきます。であれば今議員が言われているとおり、容積率の緩和というのも1つの方法ではないかなと思います。ただ、うちの所管課でいくと、そこで容積率の緩和をお願いしますというところの所管ではございませんけれども、今言われたとおり容積率に余裕があれば住宅を増築しようとか、そこで新しく建築しようという方達は何件かは救われるのではないかなと考えております。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

容積率の変更につきましては、先程、町長答弁しましたとおり都市計画基礎調査等を行い変更すべきだと思っておりますけど、実態として十分な面積を有している土地、例えば、ある造成地であれば1宅地で200平米を超えるような宅地も町内にはございます。そういう一体の造成地、宅地等については、例えば2つに割る際にこの容積率がちょっと妨げになって、なかなか議員おっしゃるとおり2世帯、必要かどうかと非常に困っておる事例もあるんじゃないかと、我々も担当部局としても考えております。従いまして、こういう実態調査を行った上で、全域という形ではちょっと難しいのかなとは考えておりますけど、そういうふうに広い宅地が集中してるような地区についてはそのような容積率の緩和等も検討していく必要があるのかなと考えてる次第でございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

分かりました。確かに先程、申しましたように多くの方が対象になるような話ではございませんで、ぎりぎりのところでこういう考えを持っておられる方がどうなのかというところでの質問をさせていただいております。この都市計画基礎調査を行われてそれを参考にするということでございますけども、恐らくこういう意見は少数意見でそんなにこういうものを望む方も数は多くないと思うんですけども、是非、その調査を参考にするのであればその調査、こういう方達がおるということも反映できるような調査にさせていただきたいと思っております。どうぞ答弁をお願いします。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えいたします。今後も議員おっしゃるとおりでございます。2世帯住宅が今増

えておりますので、長与町都市計画マスタープランにつきましても、その点につきましては緩和を検討するという事で謳っております。従いまして今後も、先程、部長が申しましたとおりに検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

分かりました。それでは1番目の（2）の再質問をさせていただきます。2番目の質問につきましては、私の中では高田南土地区画整理事業の用地の中での用途の見直しが必要ではないかという趣旨で質問をしたつもりでおります。ただ町内全域見渡したときに、現在この定めている用途地域が現状にそぐわないとか、そういったものがあれば合わせて答弁いただこうと思って、敢えて場所を指定せずに質問をさせていただきました。そこで具体的にこの高田南土地区画整理地区内の2点ほど質問をさせていただきます。まず1点目は、高田南区画整理地区内に準工業地域というものが用途地域で指定をされております。それでこの地域は先程言いました一種低層住居専用地域、これは1番規制が厳しい用途の地域でございますが、その中でも1番制限が緩い地域でございます、そういった中に現在ふれあいセンターの上の方に、保育園の上の用地、前回この議会の中でも今後処分する方向で考えていくと言われた用地なんです、これについても現在準工業地域の指定がされております。そして周辺はどうかというと周辺はもう戸建ての住宅が建っております。そういう所にそのままにしたら、町が所有している間はさほど心配する必要もないのかと思いますけども、仮に人手にわたって利用がどうなのかとなったときに相当なものが建てますので、例えば工場であったりとか風俗営業であったりとか、そういったもののほとんどのものが建築可能になります。だから、現在、現時点で町が処分をする前までに自分で見直しをして、周辺の住居に合わせる、住居系の用途に合わせるとか、そういう手続が必要じゃないかなと思って、今回質問をさせていただきました。いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えいたします。議員御指摘の1番上の段、今、桜が植わっている所の運動場のとこだと思いますが、そこについては前回の議会で処分も検討しておりますということでしたが、その処分の前に御指摘のとおり、それについてはもう一度検討して県の方とも協議をして研究してまいりたいというふうに考えております。地域については当然、隣が住居系でございますので、住居系の用途の方に変更を研究していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

是非、そのように取り組んでいただきたいと思います。次に地区内の2点目なんですが、先日から高田南に関するこの質問も同僚議員からされておりましたけども、その中で道の尾公園の跡地といいますか、切り取った後の下の方に約2万平米程度の保留地が確保されるということで、昨日の同僚議員の説明の中でPFI事業の受注した民間業者に保留地も買っていただく、そういう趣旨の発言があったと思うんですが、そこも後々処分をされていくという中で現行が第1種住居地域ということで今指定をされております。2万平米の大型のブロックですので、町が今後いろいろなまちづくりの観点から、どういうものを立地を誘導して、どういうこの街区の割り方をして、そういうものの中でこの用途というのが改めて見直されるべきだと思っております。従いまして、まずこの土地を、昨日の答弁の中ではもう2万平米を処分するんだというようなことだったんですが、例えばこれをどういうふうに街区を割って道路を入れてまた小分けにして売るとか、そういう計画というのは立っているのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えいたします。今現在実施計画の変更を協議しております。今の協議の中では現在は1枚で1番高いところに合わせて造成をしたいと。1枚で造成をしたいというふうに考えております。先程議員おっしゃったとおり、民間の方には工事と一括施工で買っていただくようにしておりますので、それについてはその業者の方と調整をしたいというふうに考えてるところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

それでこの2万平米にどういったものを、町の意向とすればどういったものに立地をしてもらいたいとか、そういう希望的なものというのは何かあるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えいたします。今現在、第1種住居地域でございます。建ぺい率が60で容積率が200でございます。店舗もある程度の面積は建つというところでございます。現在は住居系でお願いをしたいと、今のところ3,000平米までは建てられるという所でございますので、店舗系ですね。ですからそれについては用途に合った建物ということで今現在、第1種住居地域に合った土地利用というふうに考えてるところでございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

今言われたように住居系であれば、当然、建ぺい率、容積率の適用になって、その上限までいけるということで何ら問題も無いんですが、高田の方で言われてたように商業系の用途になりますと1つの街区に建てられる面積というのは3,000平米までということで制限がかけられます。この一種住居であればですね。そうすると2万平米に3,000平米の店舗が1軒ということになると、非常にこの使い勝手が悪い、駐車場は相当広く取れるんでしょけれども、そういう意味ではもし店舗等の誘致を町の方が望んでおられるのであれば、少なくとも第2種住居とか、その上の近隣商業とか、そういった用途に私は変えるべきじゃないかと思います。それで先日の答弁の中でも処分をするんだということを言ってらっしゃいますので、処分をする中で用途区域というものはその用地が何かというものは相当な重要な事項になってきますので、これもいざ処分をする前までには何らかの手当てが必要と思ってるんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

第1種住居地域を第2種住居地域よりももっと商業系というか、そちらの方というお話ですけれども、現在計画されてるのが第1種住居地域で、しかも、それに合わせた周りの基盤整備、道路等が整備されておるという状況でございます。これを例えば店舗系であると現在3,000平米、床面積が3,000平米ということで制限されてるものを1万平米まで仮に認めるということになると、相当の基盤整備。例えば道路等確保する必要があるのではないかと考えております。現状は我々としては3,000平米という形での縛りの中で保留地の販売を行っていきたいというふうに考えております。その中で最終的に2万平米を、2万平米というかそういう新しい土地が生まれますので、それに対してそれを購入された方が決まりましたら、それらの用途をお聞きしながら基盤整備が実際今のままで十分かどうかと具体的なものが出てきた時に今の基盤整備のままで十分であるということが明らかになれば、その後検討していく余地もあるのかなと思いますけれども、今現在ではやはり第1種住居地域という形での基盤整備がなされていますので、具体的なものがない中で用途の変更というのは難しいのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

周辺の基盤整備が心配だということでございますが、可能性とすれば2万平米に3,000平米が今建つんだということでそういうことを考えているということなんですが、極端に言えば2万平米4つに割って5,000平米ずつにすれば、3,000が4つ建つんですよ。1万2,000平米の店舗が建つわけですよ。ただそういうのを想定すれば、

周辺の基盤整備とかそういうのも当然心配になるわけですね。だから、その2万平米の中に3,000平米の店が1個出来て、それが町のまちづくりとして適当であるのかどうか、そこら辺をちょっと十分、中で協議をしていただいて、私はこの長与町の都市計画の傾向からいっても商業系の用途地域は、町内相当よそと比べても少ないわけです。それでもやっぱりそういう意味でも近隣商業をそこに2万ぐらい増やしたところでそれでもまだまだ長与町の商業系の用途というのは相当少ないわけですよ。だから、全体的な町の都市計画考えても必要じゃないかということで、こういう質問をさせていただいておりますが、そこは部長、いろいろ言っていただきましたけども結論を早めに出す必要があると思うんですが、十分この検討されて、どういう用途が適しているかということで、そこがはっきりしないと、この用地を売るときに相当な支障になってくるというふうに私は思っておりますので、改めていかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

やはり用途の変更につきましては、先程、準工業地域を住居系に変更するというのであれば、それは実際使われてる用途を確認しながら規制を強める方向でございまして、周りへの影響を考える必要はないのかと思いますけども、今回の場合は用途を緩める、建てられる範囲を広げていくという形ですので、広範囲に影響を及ぼすものではないかと、慎重に検討する必要があるのではないかと思いますので、やはり具体的なものを想定しながら我々も検討していきたいと。全く変更しないというわけではございませんけども、今現状のまま変えるというのは難しいんじゃないかと、相当やっぱり基盤整備等を検討しながら、先程おっしゃいましたけど、例えば4つに割れば結局一緒のことではないかというお話もありますけども、それは同種の業種がそこに一遍に集まるということでもないですので、その辺は他町の事例等検討しながら十分に、慎重に検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

今の件は十分に検討して決定をしていただきたいと思います。

次の質問にさせていただきます。過去の一般質問にかかる取組についてでございますが、まずこの花植えの件でございますけども、先程答弁で今年の秋ぐらいにプランターについては宿根草を植えるということで一歩前進したのかなと思っておるんですが、現在までに植栽をされていた街路樹の根元の植栽とかは、今後どうなんですか。もう植えないんですか、それとも今までどおり1年草を植えていくのか、どっちなんですか。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

お答えします。今回は答弁したとおりプランターをさせてもらって、その植生状況を確認してから、次年度以降できればと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

だから、秋にプランターに宿根草植えるわけですね。その橋の工事をされた時に、川沿いにある程度の間隔、こうきちんと整然と置かれてたものが工事をした時にある時期、一定の時期に寄せ集めたりいろいろしたものが、そのままになっとるんですよ。そのままになって草がもうかなり元気に成長してるんですけども、それに今度は宿根草を植えられるちゆうことですよ。だからその時に、例えば三彩の交差点からこっち役場側にレンガで囲んだ街路樹の根元に植栽帯とか作っておるんですが、こういった中は植えないんですか、一年草を植えるんですかということをお願いしてるんですが。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

今年度中がプランターで、様子をちょっと伺わせてもらおうと考えております。先程言われたレンガで囲まれてるのは直植えの部分ですね。それは他の分もちょっとありますので、またそこは単年草をちょっと考えております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

そこは、今年は植えないということで理解してよろしいですね。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

1年草を植えようと考えております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

分かりました。今ちょっと三彩の方を言いましたのが、三彩の交差点から舟津橋方面に宿根草を植えられて相当きれいに管理がされている植栽帯があるんですよ。だから3月から5月ぐらいまで、あちらから通勤をされてる方は目に付いてると思うんですが、結構相当、目に付くような、きれいに手入れがされてるんですけども、一方交差点からこっち役場側については、ちょっとこれはもうひどいなというぐらい草がぼうぼうで、これが1年草を植えた跡地なんですよ。名残りなんですよ。だからそういうことで、ど

うせなら私はもう宿根草で、お手本がすぐそばにあるわけですから、そういうのはどなたが管理されてるとか、道路管理者の方で把握はされてるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

議員御指摘のとおり三彩のこっちから行って舟津橋ら辺にすごくきれいな宿根草が植わってるのは把握をしております。ただ、どなた様がしてるかというのは私達も把握はしておりません。推測になりますけど、目の前の家の方とか御近所の方がやられてるのかというふうには判断しております。なぜプランターのみかという部分については、今回、町として宿根草を植えるのが初めてなもので、家の前の分についてはしっかり住民の方々が管理できてると思いますので、それで構わないと思うんですけど、プランターとか町が毎日見れないような所、そういった所についてどういった形になるかという部分が分かりませんので、今回はプランターの部分で試験的に植えさせてもらって、上手くいけば次年度以降にそういったところに移っていきたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

宿根草が手が掛からないからということで私の方はずっとこう提案をさせていただいてるんですが、中尾城公園に2年植えておいたということであれば、そこも含めて手が掛かる、掛からんぐらいの判断はできると思いますけども、そういう中で一年草にされたということですので、そっちの方が良かったのかなという気もしておりますが、いろいろ格好を観察しながら良い方法で対応していただきたいと思います。

次に契約内容の公表についてでございますが、答弁においては改善をして適切な公表をしているんだということではございました。そういうことであれば何も言うことないんですが、今回質問に至った経緯についてちょっとお話をさせていただきますと、私が5月9日に町のホームページでどうなってるかなと確認をしましたところ、その中で56の委託業務と工事が公表がされておったわけですが、その中で委託業務についてはなかなか変更は無いという場合も結構ありますので、その中で38の工事について見せていただいたんですが、その中で22の工事について変更をしたときに書き込む欄に記載が無かったと。そういうことで22の工事については変更が無かったんだという理解を私はしたところなんですけど、そういう理解でよろしいのでしょうか、ちょっとそこだけ答えていただきます。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

議員おっしゃいました5月9日現在ではそのような数値だったかもしれませんが、

6月1日以降、現在では、今公表してる件数が56件ございますが、その中で変更があったものは33件修正をしたものを公表いたしております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

5月9日の時点では書き込みがまだ遅れとったということの理解ですかね。分かりました。ただ、今の話は29年度の発注の話なんですけど、その29年度の公表の対象になる公表の最後と言いますか、いつまで公表するんですかね。29年度事業、29年度発注分については公表時期というのは、最終はいつになりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

29年度分につきましては30年度の末まで。ですから平成31年の3月末まで公表するというようになっております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

分かりました。そしたら随時、変更をかけているということで理解をさせていただきます。

そして最後の第3次男女共同参画計画について質問をさせていただきます。先程、各種支援については詳細に町長の方から答弁をしていただきましたので、大体理解をさせていただきました。何でこの質問しましたかと言いますと、5月の頭ぐらいにダイジェスト版というものが各世帯に配布がされまして、これを見たときに私、家でなかなか内容が分からなかったものですからこの質問をさせていただくことで、我々も質問させていただかないことには議会だよりとか原稿にも書けないものですから、こういうことで町民にも知っていただくという意味を含めまして、そういう中で先程同僚議員も言っておられましたけども、6月23日から29日男女共同参画週間という事でこの推進に相当力を入れて来られているように感じておりますが、そういった中でまず最初に、支援策については先程説明いただきましたけれども、この全体的な計画の考え方とかそういったことについてもちょっと質問をさせてもらうかもしれませんので、答弁できる範囲で答弁を願いたいと思います。まずこの計画書が作られて先程の支援策を含めた様々な相当多くの取組が示されておるんですが、この実施に伴う新たなこの財政負担、財政負担と申しますか予算措置、こういったものは必要なかったのかどうか、お聞きします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

男女共同参画に関する取組につきましては、これまでも第2次の計画に基づいて様々取り組んでまいったところでございます。で、3次、今度の新しい計画についてはそうしたものも継承しつつ国の新しい施策も取り入れながら、また住民の皆様のアンケートの結果ですとか外部の有識者会議での御意見などを踏まえて策定をしております。その中には第9次の総合計画での取組、その他個別の計画での取組、こうしたものの中でも男女共同参画の観点からこの3次の計画に掲載すべきものというものもございますので、多くの事業については継続して実施をしてきているということで、30年度当初予算にも計上させていただいてるものもございます。また、新たに取り組んでいくものにつきましても検討を踏まえた上で必要な時期に予算のお願いをしていくという考えでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

今の説明でこの計画が第2次計画からの多くが引き続きと申しますか、踏襲したものであるというようなことで、そこは理解をしておるところなんです、私の方も3月議会で当初予算の予算審査というものをさせていただくわけですが、いろんな広範囲に計画がわたっているにも関わらず、この計画を達成するためとか男女共同参画社会の実現のためにやっていますよなんていう、この説明というのは全く聞かないんですね。そういう中でこういう計画でこういうことをやりますとことが示されておるものですから。だから、この計画自体が本当になかなか重きが置かれていないのかなとか、重要視がされてないのかなというようなそういう感じがしております。そこで質問しますが、この3次計画の具体的な施策の中で町における職員の意識改革というのがあるんですが、私、1番最初にできたものと2次と3次と手元にあるんですが、計画書だけで読んでももう10年過ぎて11年目に入ってるわけですね。そういった中で、今なお、この職員の意識改革、こういったものが計画書の中に盛り込んでおられるわけですね。全職員に対する男女共同参画の適格な趣旨の周知と浸透に努めますということが載っておるんですが、ここを今回、敢えてこの計画に盛り込んで取り組んでいくとした趣旨といいますか、理由といいますか、そういったものがありましたら答弁願いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

これまでも研修ですとか、セミナー等を通じて職員の意識改革、意識の向上ということで努めてまいりました。これやはり、こうした計画に掲げる事業を効果的に進めていくためにはやはり職員の高い意識が必要ということで継続して取り組んでおります。研修会等に加えて毎年度、この計画の実施状況の調査をしております、その結果に基づいて各所管をお呼びしてヒアリングも行っております。こうした取組の中でも職員に対

するその意識向上ということに効果があっているというもので、引き続きこうしたものも計画の中に体制整備として取り組んでいくということでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

職員の意識改革については分かりましたけども、その次のページに男女共同参画推進会議を設置しますということと男女共同参画推進員を配置しますということが書かれてあるわけですね、この3次計画の中に。この2つは随分前に設置がされとるわけですね。推進会議の設置要綱とか推進員の設置要綱とかというの、この中にもう推進会議が平成14年10月に当初設定がされて、推進員の設置が平成15年の8月に設置がされとるわけですね。この3次計画の中で敢えてまた設置をしますという書き方がどうだったのかなと思って、ちょっと理解ができないような、どういう経緯なんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

議員御指摘のとおりもう以前からこうした推進員ですとか推進会議は設置をしております。ここでは新たに設置をするというよりもこういった組織を作りながら町内上げて体制の整備を行っていくということと、それに加えて外部の男女共同参画推進委員会、そちらの方からも様々な御意見をいただきますので、そうした意見を周知する、伝達するという場として活用していきたいという趣旨で、そうした3つの組織体制ということでこちらの方に掲載をしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

常にあるものを新たに設置をするとかというような表現じゃなくて、やっぱりそこを強化していくとか機能を強化していくと、そういう書き方が良かったんじゃないのかと思っておりますが、やっぱりここで求めていくものは職員の認識、十分な認識が必要なんだということだと思うんですよ。そういった中でここにおられる皆さん方は、町長が推進会議の会長になっておられて、部局長、次長、会計管理者、理事までの方はこの推進会議の委員になっておられるわけです。この推進会議の中に幹事会というのがございまして、課長達はこの幹事会の幹事になっておられるんです。私全員幹事かどうか分からないんですけども、私は幹事ですと分かれる方はいらっしゃいますか。ちょっとお聞きして良いですか。幹事というのは課長全員になるんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

幹事は課長全員でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

全員の割には半分ぐらいしか手が上がらなかったんですけど。是非、しっかりこの認識をしてこの計画の実行に取り組んでいただきたいと思います。最後にですが、まずはこの職員の認識が必要なんだということを言わせていただいて、この計画書の表紙をめくった冒頭1ページ目に町長名で男女共同参画社会の実現に向けてということで文章が書かれております。この中に町民に向けて、ちょっと読みますけども、何より町民の皆様お一人お一人が互いに協力して取り組んでいくことが大切です。御理解と御協力をお願いします。こういう記述があるんですが、これは町民に何をお願いを、協力を求めて具体的に町民の立場からすればどのような協力をして取り組んでいけば良いのか。ちょっとそこら辺分かるように示していただけないかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

これからの少子高齢化の社会状況という中では、それに対応していくために男女共同参画という視点も非常に不可欠であるというふうに考えております。そうした中で職場、地域、家庭におけるこれまでの性別による固定的な役割分担式と言うんですか、そういったものがやはり本町の中にも存在をするということで、今回の計画を策定するに当たってアンケート調査も実施いたしましたけど、その結果として、例えば、男性は仕事、女性は家庭という考え方に対して女性は反対意見が多いです。男性は賛成意見が多いという状況。また社会全体において男女平等についてどうかという中で、男性が優遇されているというふうに感じていらっしゃる方が約7割ぐらいいらっしゃいます。一方で家庭生活ではどうかということでは、女性は男性が優遇されてるよと答える人は66.1%平等だよと言われる方が20%、男性の方では男性優遇だよというのが40.7%、平等だよというのが45.1%、男女間の意識の差が非常に大きいという結果が出ております。ですので、まずはこうした意識、住民の皆様をはじめ、事業所、関係団体においては現状を御認識、御理解をいただきたいということ、それと自己の意識を見つめ直していただくということが住民の皆様の取組かなと思っております。そうした一人一人の取組が社会全体を変えることに繋がるというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

できましたら町民に分かりやすく、ちょっと私ダイジェスト版読んだ時になかなか理解ができなかったもんですから、一町民として。分かりやすい提案をしていただければ

と思って、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で1時まで休憩いたします。

（休憩 1 1 時 4 6 分～1 3 時 0 0 分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

通告順 8、西岡克之議員の①本町の公園の維持、管理について。②施設の利用率、使用料についての質問を同時に許可いたします。

9 番西岡克之議員。

○9 番（西岡克之議員）

早速質問に入らせていただきます。最初の1番目の件ですが、これは某地方紙にかなりの大きさで掲載されておりまして、一考を要するものと考えまして質問をさせていただきます。

本町の公園の維持、管理について。本町は緑があふれ生活環境も暮らしやすいと感じております。放課後や休日には子供たちが公園で無邪気に遊ぶ元気な声が聞こえてまいります。ところが昨今、公園で遊ぶ子供たちの声が少し小さくなったような気がいたします。原因は様々あるでしょうが、その1つに公園遊具の減少があるのではないのでしょうか。子供たちは楽しみに遊びに来る公園で遊具が無くなるのは大変寂しいことです。過日の某新聞にも記事が掲載してありました。本町では今後、公園遊具や児童公園などの管理について、どのような維持管理をしていくのか質問をいたします。

2番目、施設の利用率、使用料について。町が所管する施設の利用率、使用料を徴収するようになって1年が過ぎました。昨年、成立した利用率、使用料に係る一連の条例については、町内利用者には利用時の減免を対応しているようですが、分かりにくい。条例施行後、高齢者の方々をはじめ、未だに不満の声が聞こえてきます。今後、この条例廃止を含め改善する考えはありませんか、質問をいたします。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、西岡議員の御質問にお答えをいたします。2番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方から1番目の御質問でございます、本町の公園の維持管理という御質問でございます。平成28年度に町内全ての公園遊具の点検を行ったところでございます。この点検結果を踏まえまして、平成29年度は修繕する箇所が33か所、撤去する箇所が5か所、使用中止が32か所ということで、合計70カ所の措置を行ったところでございます。同様に今年度は前年度に使用中止といたしました32カ所の修繕、撤去を行いますけれども、新たな使用中止箇所も発生をしております。この状況を踏まえまして、本町では今年度、国の補助金

であります社会資本整備交付金を活用いたしまして、公園施設長寿命化計画の策定を考えておるところであります。また、本交付金は計画策定と本工事がセットになっておりまして、今後は改良工事に同交付金の活用が見込め、計画的に修繕や改良を行ってまいりたいと考えております。そしてまた、公園施設長寿命化計画とともに公園整備の方針を考え、未来へ向けた公園のあり方等につきましても検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、私の方から2番目の施設の利用料、使用料についてお答えいたします。減免規定につきましては、各施設の規則により詳細を定めておりますので、条例だけを見た場合においては減免の詳細が分かりにくいかと存じます。現在、規則に定められた減免規定によりまして、町内利用者の減免措置を行ってるところでございます。使用料改正の要望につきましては、今年、町体育協会より75歳以上の団体についての更なる減免の要望がされておりますが、65歳以上の団体については減免を行っておりますので、更なる減免は行わないとのことで回答をいたしたところでございます。そのほかには要望書など提出されておられませんので、町民の皆様には一定の御理解をいただいているものと考えております。今後、更なる要望等がありましたら、その都度、検討をさせていただければと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

再質に入らせていただきます。まず、公園遊具からいきましょう。今、具体的に数字を以て撤去、修理、中止という答弁いただきましたが、これの撤去、中止、その他するのは何を以て撤去をするんですか。また、使用中止をするんですか。

○議長（内村博法議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

答弁で申しましたとおり28年度に行った調査を基に、もちろん現場を見て、緊急的に必要なものを優先的に順番に行っております。あと、地域的なもので予算の許す範囲、複合的に考えて順番にやっております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

同じようなものでも、例えばうちの近所の公園、グラウンド、この間まで滑り台滑れてたんですよ。ある日見たら、突然周りを全部囲ってたんです。極端に言えばその何日

か前まで滑ってたんですよ。私も一緒に子供を連れて行って滑っていたので、少なくともその時まではどうもなかったんですよ。ある日、突然が一つとバリケード作って囲ってしてるのは、いわゆる撤去するのは目視で危険か、それとも設置して年代があるから危険なのかとか、いろいろ危険と言っても幅広いんですね。その根拠は何なのかっていうことを教えてください。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

目視及び点検ですね。器具を使つての確認を行っておりますので、それを基準に使用中止等を決めております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

遊具の設置してからの履歴書、何年何月何日にここを設置しましたよと。何年何月何日に点検しましたよってというのは有るんですか、無いんですか。まず、それを教えてください。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

当初の設置はもちろんあります。修繕した時にはその改良分について、公園台帳の方に記載をさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

国交省のホームページにも載ってました。履歴はあったんで、多分それに基づいてしてるんでないかなって思ったんですけども、一応確認の意味でさせていただきました。それが無いと、例えば目視でも、ゆすってもどうもないのに撤去する。しかし、よく見てみると何年も経っていたとか、鉄の中が錆びていたとかあるので、やっぱり子どもたちが遊んで、いきなり遊べなくなるっていうのが1番問題なんですね。そういうのが極端に一遍にしたのが運動公園の所じゃないかなというふうに思うんです。だから、記事にセンセーショナルな書き方で書かれたんじゃないかなというふうに思いますけども、たまたま一緒だったんじゃないかなと傷んでたのが、そういうふうに理解をしております。分かりました。それから今後、公園等の遊具を撤去するだけでなく、また、子どもたちが遊べなくなったらかわいそうと思うんですね。私もこれ読んでて思ったんですけど、昔つけてて、今つけてないような、例えば箱ブランコとか回転式のジャンダリズムとか、ああいうのは指針でつけれないようになってるんですね、今回勉強してよ

く分かりました。ただ、設置して子どもが遊んで、使用してどうもないというか、使用にほぼほぼ安全なんだろうというふうな遊具はまた新たに置くんですか。撤去した所にもう1台置き直すとか、そうせんと撤去したままで子どもたちが遊べない。例えばもう芝生だけにしてしまうとか言うたら、子どもも全く面白味が無いんですよ。撤去した後、また置くのかなと思って、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

その遊具につきましては100%同じものを置くということではありませんが、自治会等とお話して基本的には置きたいとは思っております。ただし、必要ないとか、もうその基準に合わなくなったものとかについては、そのままになる可能性もあります。

以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

要は管理責任っていうか、置いたら置いた所の自治体の管理責任になるんですね。何を言いたいかというと、それを恐れて置かない。置かん方が1番何も管理責任が無いから良いわけですよ。しかし、ここに書いているのは「子どもの遊びと遊具」って書いて、「遊具は多様な遊びの機会を提供し、子どもの遊びを促進させる。このように遊具は子どもにとって魅力的であるばかりか、その成長に役立つものでもある。また、子どもは様々な遊び方を思いつくものであり、遊具を本来の目的と異なる遊びに用いることもある」と。「遊具は魅力的であるばかりかその成長に役立つものであることから、遊具の計画においても冒険や挑戦ができるよう配慮する必要がある」って、ちゃんと国交省も言うところですよ。全部、一方的に取ってしまって、安全性だけを見て、次しないというのじゃいけないと思います。今、私が読み上げたような形の設置の仕方をするべきではないかなというふうに思います。点検としては、日常どういふふうな点検をされているんですか。例えば日にちを決めてとか、何年に1回、ここはしたからとか、先程ちょっと話に出たんですけど、もう一度、お聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

28年度以降につきましては、年1回の目視による点検を行っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

その中で、例えばちょっと危険だから撤去しようというのではなくて、まず修理、次

に改良、そして移設、更新、最後に撤去という方法を示しております。何遍も言うようにいきなり、先程言ったように管理責任を問われるから外してしまおうというのではなくて、まず、この順番でしながら、最後にもうこれは危険だから、倒壊の危険があるよとかいう形で撤去っていうのを考えていただきたいというふうに思います。それから履歴書はあると言いましたね。ここでも履歴をちゃんと付けなさいと国交省の方でも言っておられます。次に、その遊具に対しての安全管理と啓発、ここに書いてるんですね。

「遊具に関わる事故を未然に防ぐためには、遊具の利用状況を踏まえた上で公園管理者と子ども、保護者や地域住民との間で遊具の安全確保のための対策や相互の役割分担について共通の認識を持つことが重要である」と。そういう指針が出ておりますので、安全管理とこういう使い方したら危ないんだよという立て札とか、看板とか、そういう形が必要になってくるんだと思います。今日日、例えばよく私が言うんですけども、立て札を立てとくとと立ててないのでは、ここは危険ですよと、こういうことをしたらいけませんよと。例えば、よく堤防の長い堤防の先の方で釣りをする人がいます。そこはもう危ないから波が立つから行けないようにします。フェンスとかして、そこにフェンスただけじゃだめなので、これから先は危険なため出入りをしてはいけませんよという告知をします。その告知をしたのとしてないのでは、全然、いわゆる管理責任という部分が違うんですよ。遊具にそこまで求めませんが、本当は遊具についても安全な利用の仕方をしましょうね、みたいな告知をする看板をどこか公園の端に置いとくというのは事前の優しさというか、そういうのが必要なんだと思いますよ。今後、そういう形も必要と思うので、どうですか、やる方向で、お尋ねします。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

御提案ありがとうございます。その件につきましては、町単独でまだ決めることもできない部分もありますので、自治会とか、コミュニティとか意見を聞きながら、できる箇所についてはやっていこうかと考えております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

その中でよくジェットコースターとか、ああいうのに対象年齢とか書いてますよね。身長120センチ以上とか、そういうのを付けなさいと国交省で言われとつとですよ。3歳から6歳、6歳から12歳、3歳から12歳とか、マークがここに書いてます。そういうのも貼るのも1つの、やはり告知になるんだろうというふうに私は思いますので、それもちょっと考慮しておいてください。今、長与町で団地造成が何か所か行われております。高田の区画整理も同じですし、あそこはトンネル上にきれいな公園が作っていただいて子どもたちがよく遊んでおります。私もたまに行くんですけどね。そういう所

とか、今から新しく整備する所、ニュータウンの横も団地の造成計画があるようです。他に1、2か所計画をしているようですが、団地には例えば都市計画施行令って言うんですか、第25条で整備面積の0.3ヘクタール未満が総面積の3%以上、5ヘクタール以上はもっと作りなさいという確か都市計画施行令があると思うんです。そういう所にも今度、公園を作らなければなりません。そういう所にも遊具というのはつけていきますか、いきませんか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

今後の分についてということであればその案件、案件で協議をしたいと思います。ここで全てにつける、つけないということをちょっと明言することは難しいかと思います。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

なるべくつける方向で検討していただきたいと思います。高田越のトンネルの上の公園ですね、何回か行くんです、私も。子どもたち、ちっちゃい子を連れてから。非常にあそこ環境が良くて、トイレも有るし、花も咲いてるし、日曜日になれば近所の人もよく来ますね。やっぱり町内の暮らしやすい長与町ということで、やはりそういう所に、あそこにも遊具が幾つかあります。やはり、そういう所にも遊具を設置していただきたいというふうに思いますので、前向きにどういう遊具をするのか、安全性を考慮して、していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に入ります。使用料、手数料のことをいきます。まず、この件ですけど、そもそも論で行きたいと思いますが、これは教育委員会から発案した使用料、手数料ですよ。財政から出た案件ですかね、ちょっとそこを確認したいと思います。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

使用料、手数料、全町的にありますので、その中で全町的に出てきた案件になります。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

そもそも有償化したのはどこが言いだしたんですか。それをお尋ねしたいんです。もともと無償だったですね、町民は。町民も有償化しようという話になりましたよね。それは財政の方からですか、それとも教育委員会の方からですか。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

使用料の有料化につきましては、以前からそういう話はおありしました。今の町長の前の町長の時からもおありしました。議会でも町民無料というのはおかしいんじゃないかっていう一般質問等々もおありまして、どこからってということではなくて、自主財源の確保という面もありましようし、いろんな観点から使用料の有料化に内部で協議をしまして、それで実施に向けて内部で検討をして、あのような条例を提案させていただいたということです。所管がどこかじゃなくて、町全体でいろんなものを考慮して、諸般の事情を考慮して提案という形になって。1番管理している施設が多かったのが教育委員会でしたので、主体的には教育委員会をベースにしたというところはあるかと思えますけども、どこっていうあれじゃなくて、町の政策という格好で始めさせていただいたということでございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

私の勘違いでしょうけど、印象的に教育委員会、特に前次長がだいぶ推進していたように感じたもんですから。今、副町長がおっしゃられた前の町長の時もその計画知ってます。しょうか、しまいか、結局しなかったんですね。その前の時もそうでした。知ってます。本当ならばこれはこういうことが出て、例えばの話、今、スポーツ庁って鈴木大地さんが長官で出ておられます。そういうところから本来は、教育委員会というはスポーツの振興を図るべきではないのかなというふうに思います。そこで、何か抵抗したのかなと、本来ならばスポーツの振興のために、いや、そういう手数料とかはちょっと今回待ってくださいよと言ってしたのか。それとも、はい、はい、分かりましたと、素直に財政のために頑張りますって言ったのか、そこら辺はどうだったんですか。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

教育委員会として教育の推進というのは大切なことだと思います。施設等もかなりあるんですけども、そちらの方も老朽化してまいります。そういった中で、今、町民の方にも一部負担をしていただいております。元々施設ってというのは補助金もあったかと思うんですけども、税金の方で建てさせていただいております。その後、利用される方については、次の世代にもずっと使っていただきたいと、そういったことで次の世代にも教育行政の推進を図りたいということで、その中で、今使われてる方にも一部負担をしていただきたいということで、教育委員会ではそういう気持ちでいました。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

スポーツ基本法というのがあります。もう御案内のことと思います。その中の第13条の中に「当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するように努めなければならない。」2項に「国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講じるよう努めなければならない。」国及び地方公共団体が前項の利用を容易にさせるために、簡単に利用させるためにスポーツの推進を図るためにしなければならないとあります。そこで、お金を取る。当初ものすごく高かったですね。ものすごくという表現が当たるかどうか分かりませんが、それを減免するということで、だいぶ使いやすい価格に下げていったと。その時点で、それも様々町民の方々の請願なんか来てからなので、その以前では高い値段でしようとしてたんですね。そのところをスポーツの振興とどう整合性があるのかなというふうに思いますけど、いかがですか、教育長。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

スポーツの振興っていうことも1つあります。ただ、この間のいろんな議論を聞いておきますと、使わない方もいるんだよという議論もあったかなと思うんですね。持続的に維持できるためには、今後、ますます維持管理費も掛かるということで、一定の負担をしていただいて維持管理ができるよという議論も、議員御存じのように財政がかなり厳しくなっております。維持管理は一般財源でやらなきゃいけないというふうないろんな問題もありまして、総合的に勘案して使わない方は自分たちが勝手に使わんだけやっかということではなくて、一定そこに使用料というか、ここで今まで無料やったやつを有料化しようということから、いろいろ内部では議論をしまして先日の条例案として提出させていただいたということで。スポーツの振興を阻害するとか、そういうことではないということだけは御理解いただきたいなと思っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

そこはもう重々私も分かっております。どう、その辺のバランスを取っていくかっていう形だろうというふうに思います。ただ、本来はもう少し、所管からしたら抵抗していただきたかったなっていうのが私の思うところでございます。財政の方から話が出て、今、副町長がおっしゃるように財政の方から話が出て、いやこれはスポーツの振興を図るべきだっていうふうな意見も所管の方で出て欲しかったなというのが、私の意見でございます。その時の説明だったと思うんですけども、議会に説明した、何の局面か私もちょっとよく記憶しておりませんが、近隣市町は有償ですよと前次長がおっしゃったんですね。そうなんだと、もう調べることもなく全部おっしゃったように利用者が払うん

だなというふうに思って、私もああそうなんだなと思ってました。よくよく調べたら時津町は学校施設、小学校運動場とかは、町内の登録団体が全面無料になってるんです。長崎市もそうです。それで体育館は全面で216円、半面でも216円、これ体育館というのは電気とか何とか使うんで、多分そういうのが入ってきてるんだろうというふうに思いますね。社会体育施設においても、海と緑の運動公園は町内登録団体は無料、町外団体が540円。長崎市はちょっと調べておりませんが、南公園も町内の登録団体は全面半面無料、ナイターのある海と緑の公園はナイター設備を使う時1,620円、町内登録団体いるということでございます。長与町だけ何でこんなにお金を取るのかなと。使用者はもちろん、先程おっしゃられた利用者の負担っていうのも重々理解はしておりますけども、何で長与町だけこういう説明で実際違うのかなというふうに思うんですね。そこはなぜなのでしょう。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

まず冒頭、次長が無料って言われたのは、多分そういった発言は無かったと思っております。それと時津町のグラウンドの無料っていうのは、時津の場合、グラウンド自体がたくさんあるんですね。ナイターで言えば小中学校で5校、海と緑の公園ではソフトボールで言えば4コート取れます。南公園では2コート取れます。その中で利用者っていうのも常に一杯で使うわけではありません。時津町の場合ですね。長与町の場合、御存じのようにふれあい広場が2面取れます。天満宮公園も今はちょっと狭隘なんで1面利用していただいております。洗切小学校も1面ということで、長与の場合、結構使う方もいらっしゃいます。時津町の場合は施設が多いということで、常に埋まってる状態ではないということも、これはちょっと私の考えなんですけども、そういったことで無料っていうことにもなってるかと思えます。それと後、うちの方はもう公民館施設の方も使用料をいただいております。体育施設だけ無料にするっていうのも同じ教育委員会の中の施設で、そういったこともちょっとどうなのかなということではあるかと思えます。答弁になってるか分からないんですけども、御理解いただきたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

苦しい答弁のように聞こえておりますが。基本、時津も運動場6、月曜から金曜の16時30分から18時30分まで使用。土日は9時から18時30分、あとおっしゃられた海と緑の運動公園、南公園ですね。7、8ぐらい、長与町と余り変わらないぐらいかなと場所の数でいけば、面積は別ですよ。でも、そのくらいあるんですよ。場所はそんなに変わらない。両町比べて。で、登録すれば無料。今でもそうなんです。どっちが進んでるか、遅れているか、それは分かりませんが、ちょっとこれを見た限り

では違うんじゃないかなっていうふうに思いますね。ちょっとこれは今から少し、また、考慮をしていきたいと思います。それで1年経ちました大体。幾ら収益が上がったのか、それは計算されておりますか。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

収益と申しますか、単純に平成28年度の歳入と29年度決算が終わってませんので、見込みになるんですけども、その見込額を引いたところ、生涯学習課の所管分で約540万の増額となっております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

お金を取ることと取らないことって言ったら、それこそプロとアマの差と一緒に、お金をいただくということはそれだけのもんはしなければならないんです。芸人でも何でもそうなんです。お金をいただくということは、それだけのものを見せないと納得いきません。だから、これもお金を取るということは、今、540万上がったということは、使用者還元をしなければならないと私は思います。今後、この540万をどういうふうにするのか。考えておられるのか、そこをお尋ねします。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

今度、バスケットボールのゴールを町民体育館の方に設置するようにしております。そちらの方がそれくらいの額、540万くらいだったと思うんですけども、長年バスケット協会の方から要望があっておりまして、その財源を基に設置することができるようになりました。あと、もちろん全額っていうんじゃなくて、管理運営の方にも一部充当はしていくつもりでおります。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

今回はそういう形でバスケットゴール、540万もするんですか。高いですね。2コート分、じゃあ4つっていうこと。今後、計画的に整備をしていくのかと。グラウンド、その他、体育館の施設とかですね。それをちゃんと考えているのかどうか。もちろん考えているとは思いますが、そこはどういうふうにお考えですか。その540万っていうのは、もっと今から上がるのか、下がるのか、分かりませんが、定期的なこのお金が入ってくるわけですよね。やっぱりそれ以上、先程言ったように使用料を取るからにはそれなりの整備をしなければいけないと思います。平たい言葉で言えば、

ただで貸せばあんた方が好いたごとしなさいみたいな部分もあるんですけど、お金を取るということは、それなりの整備をしなければならないのが課せられるというふうに私は理解しております。今後、そういうふうな形で今回はバスケットボールのゴールを4個付けるということですが、他の例えば体育施設ですね、運動場とか、体育館とか、体育館の整備は学校のはちゃんと元々予算でするはずですから、今から上がったのはどういうふうな形で充当をしていくんですかね。そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

基本的には施設の管理運営費の方に充当して行って、老朽化等も進んでおりますので、そちらの修繕等にも使っていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

分かりました。ただ、先程も申し上げたように時津町、長崎市内は無償ですよ。長与町は65歳以上は減免の対象になるんですけど、65歳以下は減免の対象にならないんですよ。そういう人たちは不公平ですよ。そういうのも考慮していただきたいというふうに思います。町内にいて自治会にも入っていない、スポーツをしたいという人は65歳以下減免の対象にならないので、言えば全額払わなければならないという形になってくるので、そこら辺もやはり考慮してあげるべきじゃないかなというふうに思います。65歳以上は、もちろん高齢者の健康推進とかいう形で多分安くしてるんだろうというふうに思いますけども、やっぱりそれ以前の年齢の方々もいろんなスポーツをしたいというときには、やはりそういうふうな減免の措置を考えて、限りなくゼロに近づくような形をしてあげるべきじゃないかなというふうに思います。いかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

基本的には使用される方から利用料を御負担いただくという基本的な考えの下で、スポーツであれば体育協会に入っている団体とか、そういった所は減免の対象になっております。先程の時津町の登録団体が無料って。確か定期登録団体とか、地域公民館が認める団体であれば無料ってなってるんですけども、全部の登録団体が無料ということではありません。時津町の場合ですね。あと長崎市の場合の体育館もその校区の生徒がいらっしゃれば、その団体は体育施設は無料になりますよ。当然、長与町の場合、部活動とか、そういったところは自分たちの学校についてはもちろん利用料は発生しておりますので、長崎市とは似たような感じになるのかなとは思っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

最後に、もう平行線だと思うので、もうこれ以上は言いません。実は私のところに老人会の方が、地元じゃないですよ。地元じゃないですけど老人会の方から要望があって、自分たちはあるグラウンドを使えばお金が掛かるから、お金を出しおうて別のお金の掛からない所に行ってます。車で行かんばいかん。年寄りやっけん、きつかとばいって言って、何とかならんとねって言われて、今回お話をしたわけでございます。高齢者だけじゃなくて60歳とか、50歳とかそういう方々もやはりスポーツしたいんだと思うんですね。言えば自己責任やけん、自分で使う分は自分で払えって言えばそれまでかもしれませんけども、やっぱりスポーツの推進、健康の推進という意味でもう少し考えてあげればどうなのかなっていうふうに思います。同じような質問をこのあとまた、別の議員の方がやられると思いますので、そこも含めてもう少し考えてあげるべきじゃないのかなと、スポーツをする機会をそういうお金を取るということで取り上げるって言ったらかおしいですけども。何かちょっと割り切れない部分があって、またその決めた部分もちょっと割り切れない部分があったもんですから、今回こういう御質問をさせていただきました。一考をお願いしたいと思います。以上、質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で14時まで休憩いたします。

（休憩 13時43分～14時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順9、竹中悟議員の①高田南土地地区画整理事業の早期完成をについて。②地元業者育成及び地産地消についての質問を同時に許可いたします。

16番竹中悟議員。

○16番（竹中悟議員）

皆さんこんにちは。まずもって6月12日に開催されます日米の会議につきまして世界の人類の平和に貢献をできるような会議がありますように、心より願うものでございます。質疑に入ります前に、今回、類似質問が私を含め3件ありました。また、このような最近類似質問が多く見受けられます。もちろん議員にとりましては、大きな議員活動であります。しかしながら、住民にとりましては同じ質問に同じ回答、もっと多くの問題点を知りたいとの要望がありました。議長におかれましてはなかなか難しい裁定だと思いますが、次回からの調整のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは質問に入ります。まちづくりの原点であります都市計画の中に土地地区画整理事業があります。過去長与町では、昭和47年をはじめ長崎東部、そして長与東部、長与西部、それから組合施行でありました長与北部、それから長与駅周辺、高田南土地地区画整理事業、後川内そして榎の鼻、池山と8か所の行政及び組合施行の土地地区画整理事業

業が存在をしております。このような開発により住民の安心安全、環境に優しいまちづくりが形成されるわけであります。まちづくりには欠かせない事業であります。今、申し上げましたとおり昭和47年といいますのはもう随分昔の話でございますが、このような時代から長与町は都市計画についていろんな研究をしてまちづくりをしてきたということを皆様方、御承知をいただきたいということでございます。また、後川内と言いますのはまなび野団地のことでございます。榎の鼻と言いますのは今度できました北陽台団地、そして今開発をしようとしておりますニュータウンの手前が池山ということで、開発は今行われているわけでございます。対象事業につきましては、昭和59年事業決定がなされ35年が経過し、既に約240億強の資金が投入をされています。しかも進捗率は約57%、事業費ベースでは90%いつているわけでございますが、面的な整備でいきますと、まだ57から60いつてないというのが現状でございます。事業の長期化によりまして多くの地権者が苦しんでおられます。また、町財政にも大きな負担が強いられています。一刻も早い完成を願うものであります。

そこで8点御質問をさせていただきます。早期完成に向けての考え方。2つ目に今後の事業工程を示していただきたい。3つ目に今後さらなる変更はあるのかお尋ねをいたします。4つ目、昨年からPFI導入の話が出ていますが、実態はどうなっているのかお尋ねをいたします。5番目に事業計画途中からのPFI導入は可能なのか。また、他行政に実績があるのかお尋ねをいたします。6つ目にPFI導入で清算事務、換地、仮換地、移転費用、事務費の変更及び処理が出てくるかと思いますが、対応ができるのかどうかお尋ねをいたします。7番目、残事業のみの事業で業者委託は可能かお尋ねをいたします。8番目に1番最大の問題、財源に問題はないのかお尋ねをいたします。

大きな2つ目の質問といたしまして、地元業者育成及び地産地消についてお尋ねをいたします。昨年、給食米を巡り教育委員会の対応に、私は非常に違和感を覚えています。実態と改革を精査いたしたいと思えます。1つ目に昨年の学校給食問題を総括していただきたいと思えます。2つ目、前年度入札体制と今年度入札体制の比較についてお尋ねをいたします。3つ目、地産地消の名目で給食月間を採用しておりますが、実態をお示しいただきたい。4つ目に町内業者育成の基本的な考え方をお伺いいたします。5つ目、この問題に対し改革状況をお知らせいただきたいと思えます。以上、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、竹中議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお、2番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは1番目の高田南土地地区画整理事業の早期完成ということについて、お答えをさせていただきます。先程、竹中議員がおっしゃいましたけども、長与町も来年度で施行50周年ということで、昭和47年から始まりました土地地区画整理事業ということで、

数々のまちづくりが行われてきたわけでごさいます、そういった面ですと竹中議員については、見られてきたらうというふうにおもっておるところでごさいます。

まず、1番目1点目の早期完成へ向けての考え方ということでごさいます。事業の早期完成のために、残工事の一括施工と保留地処分の一部を一体の契約として発注する一括施工を進めているところであります。残工事の一括施工を行う場合は、複数年の限られた工期の中で多額の工事費を捻出する必要があるため、この財源確保の方策として約20,000平米と大規模な面積を有する旧道ノ尾公園の保留地処分を想定しているところでごさいます。ただし、通常、保留地処分は宅地の完成後に売買契約の締結と土地代金の支払いが行われるために、旧道ノ尾公園の宅地造成を含む一括施工の工期内に保留地処分金を得ることはできず、工事施工期間内の財源とすることは現実的に困難となります。この財源確保の問題を解決する方策として検討してまいりましたのが、この一括施工という方式でごさいました。通常、それぞれ個別の契約とならざるを得ない工事請負契約と保留地処分契約につきまして、都市基盤整備を行う工事請負契約を主目的にその付帯事業として保留地処分業務を位置付けることで、この2つの契約を一体の契約として締結することができる手法でありまして、現在、その手法を踏まえた実施計画の変更について国と協議を進めておる最中でごさいます。

次に2点目の今後の事業工程ということの御質問でごさいます。現在、一括施工を踏まえた実施計画の変更につきまして国と協議を進めておりまして、協議が整い次第、地権者等への説明会を開催し、その後、入札に向けた事務諸手続に入りたいとこのように考えております。また、一括施工による場合の事業工程については、ある程度の想定を行っている部分もごさいますが、県との協議も継続している段階でごさいまして、その発注手法の如何によっては工事の施工期間も異なりますとともに、今後の事業計画の変更に伴う国との協議についても相応の時間を要することから、現時点で明確な事業工程をお示しするということは困難でごさいます。いずれにしましても一括施工を前提に具体的な今後の事業工程を早期にお示しできるように進めてまいりたいと考えております。

次に3点目の今後さらなる変更という御質問でごさいます。旧道ノ尾公園の造成計画変更等の一括施工に向けた事業計画の変更は、関係機関との協議が整い次第に行う予定でごさいます。

次に4点目に昨年からのPFI導入の実態について話が出ているがという御質問でごさいます。PFI手法による一括施工につきまして国との協議を進めておりますが、残工事の一括施工を行う場合には、その工事施工期間中に国庫補助金の配分を確実に受ける必要があると考えておりますので、この点につきましては、今後も引き続き要望活動等を行ってまいりたいと考えております。

5点目の事業計画途中からのPFI導入は可能なのか。また、他行政における実績はあるのかという御質問でごさいます。まず、他の自治体における土地区画整理事業へのPFI導入事例は、大阪府並びに兵庫県川西市の2地区におきまして導入事例はごさいます。

ます。しかしながら、これらの事例はいずれもPFI手法を前提としてスタートした事業でございまして、本事業とは条件が若干異なるものでございます。本事業のように、既にある程度の面積整備が進んだ段階でPFI手法を導入するという事例はございません。また、本事業におけるPFI手法の導入可能性についてでございますけれども、一括施工の具体的な発注手法につきまして、国及び県と協議を進めている段階でございますが、専門のコンサルタントに委託して実施いたしましたPFI手法の導入可能性調査の結果によりますと、このような条件におきましても導入の可能性が見込まれるものと判断をしております。

次に6点目でございます。PFI導入で清算事務、換地、仮換地、移転費用、事務費の変更及び処理の対応という御質問でございます。PFI手法を導入する場合でも、あくまで発注する業務は残工事の施工と一部の保留地処分のみでございます。事業主体そのものが民間業者に移行することではなく、これまでどおり町及び県が清算業務を始めとした区画整理事業の事業施行者としての収束実務をも担ってまいるところでございます。また、変更項目といたしましては、旧道ノ尾公園とその周辺の造成計画の見直しと、これによって事業費や施工期間の変更が見込まれるとともに、一部の仮換地につきましては、位置、形状の変更も予定をしております。なお、仮換地指定の変更につきましては、地権者の皆様の不利益とならないよう十分配慮してまいりたいと思っております。

次に7点目の残事業のみの事業での業者委託の可能性というご質問でございます。業者委託をする残事業は、残工事の一括施工と保留地処分の一部でございまして、それ以外の部分につきましては、これまでどおり町及び県が事業施行者として実務を担ってまいります。また、単年度で施工しております工事の施工範囲調整を行い、委託する工事及び業務を明確にすることで、一括での委託は可能であると考えております。

次に8点目の財源についての質問でございます。御指摘のとおり残工事の一括施工につきましては、複数年の限られた工期の中で多額の工事費を捻出するため、その財源の確保が発注の可否を決めることとなるわけでございます。一括施工に必要な財源につきましては、ある程度の見通しを立てておりますが、その前提条件といたしましては、国庫補助金の確実な配分、旧道ノ尾公園の保留地処分金についても可能な限り工事施工期間中に前倒しの入金を行うことなど、今後も引き続き検討すべき課題もございます。いずれにいたしましても、一括施工の発注により短期間に多額の財源が必要となることは間違いございませんが、事業の長期化により地権者や関係者の皆さんに大変な御不便と御迷惑をおかけしている現状におきまして、事業の早期完成が何よりも肝要であると認識をしております。財政問題についても慎重に判断し進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、質問にお答えする前に一言お話をさせていただきます。昨年度は学校給食における給食米の納入について、議員の皆様をはじめ町民の皆様には御心配、御迷惑をおかけいたしました。改めましてお詫び申し上げます。

では、2番目、地元業者育成及び地産地消についての1点目です。昨年の学校給食問題を総括するの御質問にお答えいたします。給食米の量を調整し、注文を変更したことにより、学校、納入業者などの関係者の皆様に御迷惑をおかけし、町民の皆様に御心配をおかけいたしました。給食米の納入に関する問題につきましては、定例議会、全員協議会、特別委員会などで御説明をさせていただきましたので、その後の教育委員会の対応などにつきまして御回答をさせていただきます。町議会においても長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会が開かれ、教育委員会に改善を求める9つの提言をいただいております。教育委員会ではこれらの事項を踏まえ、法に則った業務改善、給食物資納入に関する諸手続の見直し、教育委員会の対応など改善を進めてきました。今後とも引き続き改善を進め、皆様方に御心配をおかけすることがないように学校給食を実施してまいりたいと考えております。

2番目2点目の前年度の入札体制と今年度の入札体制の比較についての御質問にお答えします。学校給食米の納入については、諸手続の見直しを行い、新たに長与町学校給食用物資の調達に関する要綱を制定し、平成29年11月24日から施行しております。従来の手続等との相違点は次の2点です。1つは、西そのぎ商工会を通した契約を納入業者との直接契約に改めたことです。従来は、西そのぎ商工会と単価契約を結び、西そのぎ商工会の指定業者から物資が納入されてきました。これを改め、納入を希望する業者による見積入札といたしました。2つ目は、契約期間を変更したことです。これまでは契約期間を1年としていましたが、前期4月から10月、後期11月から3月の2期に分けました。また、地場産物使用推進週間がある6月、11月、全国学校給食週間がある1月は入札対象外としています。

2番目3点目の地産地消の名目で給食月間を採用しているが実態を示せとの質問にお答えします。長崎県では、毎年6月と11月の2か月間を県産品愛用月間としております。また、毎月19日を食育の日と定めており、県教育委員会においては、6月と11月の19日を含む1週間を地場産物使用推進週間としております。そのほか文部科学省では、毎年1月24日から30日までの1週間を全国学校給食週間としていますが、その取組の1つに郷土料理、地場産物活用の料理を地域に伝える及び学校給食への地場産物の活用拡大が挙げられております。こうしたことを踏まえ、町内各学校においても児童生徒の郷土理解を深める、生産に関わる方々や食への感謝の念を育むことを目的に、6月、11月、1月に各1週間、地場産物の使用を推進しています。各学校及び共同調理場において、その趣旨に沿った取組が行われていますが、その取組を4点御紹介いたします。まず1つ目は食育だよりを発行し、地場産物使用推進週間の意義、目標、内容などを児童生徒、保護者にもお知らせし、その取組の啓発を図っています。2つ目が長

与そばろなどの郷土料理やみかんパエリア、辻田白菜のひじき和えなどを提供しています。3つ目です。長与みかんを献立に加えたり、長与産米を提供しています。4つ目です。長与そばろや鶏肉のみかん煮のレシピを保護者にも紹介し、家庭での調理を促しています。学校の取組例を説明いたしましたが、これからも地場産物の使用推進について積極的に取り組んでいくよう指導していきたいと思っております。

2番目4点目の町内業者の育成の基本的な考え方を問うの質問に答えます。町内業者の育成は重要事項であると捉えております。そのため、新しく制定いたしました長与町学校給食用物資の調達に関する要綱では、物資納入業者の要件として、町内業者、町内に本店あるいは支店がある業者、長崎県学校給食会としております。今後とも可能な限り学校給食用物資の納入を町内の業者にお願いし、その育成に取り組んでまいりたいと思っております。

2番目5点目のこの問題に対し改革状況を示せの質問にお答えします。1点目の昨年の学校給食問題を総括する。2点目の前年度の入札体制と今年度の入札体制の比較についての答弁と重なる部分もあるかと思いますが、改革状況についての質問に御答えいたします。昨年9月25日長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会報告の中で、教育委員会に改善を求める9つの事項が提示されました。教育委員会ではこれらの改善に向け3つの視点から取組を進めてまいりましたので、その取組状況を御報告いたします。1つ、教育基本法など法の本質に則った業務改善についてです。私自身法令を遵守すると共に教育委員会事務局職員についても、法令を遵守した業務を指導しております。課長など管理職員にはその徹底を指示しており、法令を遵守した職務が遂行されていると考えます。また、職員以外の者から要求、意見等の働きかけに対しては、公正の確保、透明性の向上を図るため職務に関する働きかけの記録など事務取扱基準に基づき記録を取るようにしています。しかし、現在まで基準に該当する要求はなされておられません。2つ目です。給食物資納入業者との契約に関わるものです。教育委員会では、新たに長与町学校給食用物資の調達に関する要綱を制定し、その規定に基づき給食物資の納入を実施しております。契約については、調査特別委員会から求められたとおり、全ての物資の契約は納入業者との直接契約といたしました。昨年度より給食物資の納入は新たに定めた要綱に則り行っております。3つ目は教育委員会の対応及び業務改善に関するものです。契約、契約内容についての確認に丁寧さが欠けていたのではないだろうかという御指摘を調査特別委員会からいただきました。そのため、給食事務は、定めた要綱の規定に基づき実施する。契約、手続きの変更等については文書で相互に確認するなど、確実な業務の実施に取り組んでいます。以上、皆様方からいただいた御提案を真摯に向き合い、今後とも適正、円滑な学校給食の実施に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

それでは、再質問に入ります。同僚議員が先程申し上げましたようにお2人質問されておりますので、多分重複をしたり同じ回答になったりすると思いますが、私なりにランダムにアウトラインを質問させていただきたいと思います。

1つ目に、まず高田南のことをございますが、残事業はあとどのくらいあるのか。このままの施工で行きますとあとどれくらいの時間を要するのか、これについてお尋ねをします。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えいたします。残事業費につきましては、現在、精査中でございます。御指摘のとおり30数年で面的工事が約6割程度しか進んでおりませんので、このまま単年度施工ということになりますと、ある程度の期間が必要になるというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

そうですね、今35年かかってこの程度ですから、残事業どうなのかといたら当然またあと30年ぐらいかかるということだと思いますね。それから、ランダムに質問しますからね。あと道ノ尾公園の切り土については、私どもは所管といたしまして、私たちが産業厚生でやってるわけでございますが、まだ、道ノ尾公園のはっきりした形状辺り、切り土については正式に聞いておりません。形態についてどのようになるのか、お尋ねいたします。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えいたします。現在、道ノ尾公園につきましても、実施計画に関しまして国と協議中でございます。計画が固まり次第、皆さんにお示しをしたいというふうに考えているところでございます。ちなみに計画案といたしましては、あそこが周りに道路がございますので、その1番高い所に合わせて造成をしたいというふうに考えております。面的にはだいたい1枚ということで考えておりますが、保留地の所有者、今度買われる所有者とも十分協議をしながら、よりよい土地利用ができるように考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

そうすると、まだはっきりしたことはできていないというふうに理解をしておきます。それから3つ目にPFIの名前が1人歩きをしております。今回の質問でも、もうそれでPFIができ上がったような感覚に私は陥ったんですが、多分そういうことはまだ難しいだろうというふうに理解をしています。今後の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えいたします。議員御指摘のとおりでございます。PFI手法による一括施工という形で今後も進めてまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

本事業は既にもう12回変更してるわけですね。これは33年度以降の事業は今の状況では難しいと思いますが、どうでしょうか。この辺についての考え方をお尋ねします。

○議長（内村博法議員）

日名子土地計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

ご指摘のとおり、今、事業計画の変更を12回行ってございまして、最終変更の施工期間が平成32年度までとなっております。今回の実施計画の変更、これの協議が整い次第、事業計画の方の施工期間の変更、こちらの方も随時行ってまいりたいと考えてるところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

道ノ尾公園のことをもう一度お尋ねします。今後、この道ノ尾公園っていうのは保留地ですね、これは道ノ尾公園としての取扱いはどうなるのか、お尋ねを致します。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

道ノ尾公園につきましては、今現在の事業計画におきましても、保留地として取扱いをしておりますので、今後も保留地ということで造成の方を行ってまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

そうしますと今度PFI、民間活力を導入した場合、今現在、工事が終了してる部分

と今度は残工事というのがあるわけですね。これのすみ分けについてはできるのかどうか、お尋ねをしたい。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えいたします。すみ分けにつきましては、道路とか、擁壁、要は工事箇所それと工事種別によりまして、すみ分けをしていきたいというふうに考えております。それによって残工事の方、ここからここまでですよということで残工事の発注の方を行っていきたくて考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

同じような質問ですけど、残工事だけの民間活力はどのような手法を取るのか。私ちょっと理解ができないので、その辺についてもう少しお尋ねをしたい。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えします。残工事と道ノ尾公園の保留地の売却を一括で発注するというございまして、これにつきましては、先程町長の答弁でもあったとおりPFI手法、これを基に入札に向けての事務手続を現在進めておるといってございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

それでは残工事の青写真は、先程ずっと質問者が何人もおられましたので、ある程度回答分かってるんですね。残工事の青写真、これは作成をされているのかどうかですね。お尋ねをします。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えいたします。残工事の青写真につきましては、今現在実施計画もできておりますので、ある程度の青写真、要はこういうふうな造成をしますよというふうなことはもう描いております。今後は住民の方々とも調整をしながら皆様にお示しをしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

それでは、もう少し深く入りまして、あの地域、切り土がまだ、私素人でございますのでよく分かりませんが、切り土が大体80万から100万ぐらいと考えられますが、この泥をどのように処理をされるのか。お尋ねをしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

今現在、平成29年度の繰越工事を進めております。この工事が終わりますと切り土が約65万、それと盛り土が約55万になります。これにつきましては、土のバランスをよく考えながらなるべく場外に持ち出さないように考えていきたいと考えています。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

切り土は大変地域住民の方に対して迷惑な話でございますので、その辺は十分に気を付けてやっていただきたいと思います。次に、今回の対象地区は第1種の住宅地域であり、この処分金でこれを埋められるのかについてお尋ねをいたします。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

一括施工における工事費、それと保留地処分金の額の方のウエイトと言いますか、工事費の方がだいぶ高い金額でございますので、一般財源の投入が必要であるというふうに認識をしております。この額につきましては、現在協議をしております実施計画、これの変更が整い次第、金額どのぐらいになるということでお示しをしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

保留地の処分は30年前の価格で処理ができるのか。今、単価が随分変わってますよね。これについての考え方はどうですか。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

保留地の単価につきましては議員御指摘のとおり30年前とだいぶ変わっております。どっちかというと下がっております。これにつきましては今後、鑑定を取りまして適正な価格、こちらの方で売却をいたしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

続きまして、換地と仮換地なんですけど、これはもう30年来皆様にいろいろ説明をされてると思うんですね。この仮換地、換地の変更についてはどうなのか、必要なのか。若しくはそのままの状況でいけるのか、その辺についてお尋ねをします。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

仮換地、換地につきましては、町長の答弁でもありましており道ノ尾公園の周りの換地部分、これにつきましては、一部形状等も変更を予定しております。それにつきましては、地権者の皆様ともよく話をしながら不利益とならないように十分配慮をして仮換地を変更したいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

その辺はやはり1番大切な自分の土地ですから、土地を結局提供してるわけですから、十分に慎重に話し合いをやっていただきたいと思います。それと同じような質問ですが、地域により土地利用が変わってきますが、30年前の単価設定で良いのかどうかですね。それについてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

御指摘のとおり土地の場所とか、それとか環境とかで単価もだいぶ変わってまいります。道路の幅とかですね。当然、こちらの方も鑑定を取りまして先程答弁いたしましたとおり、適正な価格で設定をいたしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

基本的に国庫補助金ですね。これがやっぱり1番決め手になると思うんですね。この辺の確保は考えておられるのかお尋ねをします。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えいたします。御指摘のとおり一括施工につきましては、確実な国庫補助金、交付金の確保が必要となってまいります。今後も国、県に十分、強く要望してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

これも何度も何か出たようでございますが、事業依頼はいつ頃になるのか。当然、整ってからの事業依頼になると思うんですが、その辺についてお尋ねをします。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

今年度に入札に向けた事務手続を行います。それで、できれば来年度には発注をしたいなというふうに考えてるところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

大体これが出来たとして、完成までの日程はどれぐらいのスパンを考えてらっしゃるか。それについてお尋ねをします。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

工事の完成の期日につきましては、今後の契約内容等々で変動してまいりますので、ちょっと断言はしかねますけども、今後調整をしておりますので、お示しができる時期になりましたら、皆さんにお示しをしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

それではもう1つ、この事業費は概算どれぐらい、なかなかこれは難しく、計算できないと思うんだけど、この辺についての見通しはどうか。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えいたします。事業費につきましては、現在、実施計画の変更について協議中でございます。当然、増えるか減るかと言われれば、増える方でございますが、協議が整い次第お示しをしたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

今、ランダムに質問をさせていただいたんですが、前の議員たちとちょっと重複した部分がたくさんあったと思いますが、最終的には国庫財源であります。この財源につい

ては、なかなか私は厳しいと思います。今までの発言の中でこのPFIというのが来年発注だと、そしたらもう何年かできると、そういう感覚がちょっと私たちの方には生まれるんですけどね。決してそんなに道は近くないというふうに私は理解しております。と言いますのは、先程申し上げましたこの国庫補助金の財源、国費と、それから要は自己財源ですね。県費、これをどうやって調達をするかということですね。これについては町長も今、なかなか大変な時期に陳情に何回も上っておられることも私はよく存じ上げております。今の榎の鼻土地区画整理事業、この陳情にいたしましても、私ども自民党といたしましても平成15年に準備委員会ができて13年間陳情をいたしました。20数回にわたって陳情をいたし、そして行政とも両輪となって獲得した金額でございます。そしてこの総経費が約50億ぐらいだったわけですね。それすらこれだけの時間が要して、そして私たち政権与党と一緒に取って、取れたのがこの金額だったんです。そうするとこの民間委託をするといいたしましても、やっぱり国の国費がどこまで取れるかと、これはもう勝負なんですね。これが無かったらこの話も全く無くなるというふうに私は理解してます。これは大変だなと、しかし、これはもう一生懸命やっていたかないと町長の施政方針の今年度の1丁目1番地ですから。図書館の建設とか、あといろんなインフラ整備が今から出てくるわけですね。それについて、町長の方からその辺についての決意と今後の考え方を少しお話いただければと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、竹中議員がおっしゃったことが今からやってくるというようなことでございまして、その中で国庫補助金と、こういったものが非常に重要な課題になってくるわけでございます。今、陳情っていう話出しましたけども、自民党の皆さん方には大変いろんな形で加勢をさせていただきまして、今、こういった形で進んできておるわけでございますけども、ここまできましてある程度の一括施工でやるという1つの考え方に立っておるわけでございますので、今までどおり進みますと今、竹中議員がおっしゃったように今まで35年かかって、まだ60%ぐらいの進捗率ですから、どれくらいかかるか分からないと、そうすると財源もどのぐらい掛かるか分からないというような非常にそういった状況でございますので、とにかくここが可能な限り早く安くできると、そのためには自主財源を上手に使っていくということと、あと国庫補助金、国、県からのお金をいち早く確実にいただいていくというようなこと、そしてもう1つは、今、一括施工としておりますけども、これの保留地をきちんと処分していくと、売っていくと、そのためには一括ですからこの土木の作業の方も一緒に請け負ってもらおうと、こういう中でできれば前倒し、施工してる間に前倒ししてお金がもらえるようであればそれが資金として回せますので、そういったものを確実にやっていくような形でこれからいろんな方々のまた、お力添えをいただこうかと思っておりますけれども、とにかくこの分については、一生懸命取

り組んでまいりたいとそのように考えております。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

それは一生懸命住民のために頑張っていたと思います。1つここで報告だけさせていただきたいんですが、先程申し上げました都市計画道路西高田線と榎の鼻の土地地区画整理事業、これにつきましては国交省からまちづくりの推進モデル地域となりまして、表彰をされるようになったんですね。これは官民一体となった1つの大きな事業の町長の成果だと。それは評価させていただきたいと思います。これは民間活力が無かったらこの道路も、道路だけを行政でやれと言っても、もうはっきり言って難しかったわけですから、そういうことがありましたので御報告をさせていただきたいと思います。

それでは、2つ目の給食米のことについてお尋ねをいたします。この2番、3番、4番というのは、大変丁寧な説明をいただきましたので、ある程度理解をいたしました。私はちょっと違和感を持つてる部分がありますので、その部分についての御質問を少しさせていただきたいと思います。昨年度の給食米の問題につきましては、未だ私は違和感を持っております。最初はローカル紙の掲載でありましたが、特別委員会の設置におきましては、農協からの●●に基づく情報及び資料所持の同僚議員の抵触ありきの書面でありました。当該議員関連会社と教育委員会の契約問題にも関わりませず、なぜ農協からの情報提供があるのか、私は全く意味が分かりませんでした。そこで私も農協の方にお尋ねに参りましたところ、コンプライアンスの遵守規定により、お話を聞くことができませんでした。当然、こういうことは農協というのは世界の農協ですから、コンプライアンスの遵守規定というのはもう確実に守られてる。私はそういうふうに思っております。しかしながら情報を得た。どういう形で情報を得られたか分かりません。私たち議員には司法権も他団体への調査権もありません。非常に不可思議な状態と考えています。

そこでお尋ねをいたします。私は委員会の中でもいろいろ申し上げてまいりましたが、私はこの教育委員会とそれから当該議員関連会社のお話し合いの中で、入ってお話を実際に聞いておりませんので分かりません。それでお話を聞いた中で私は判断をさせていただいてるわけでございます。要は、そこの中で私は当該議員に3回にわたり圧力をかけたのかと、もうずばっとお尋ねをいたしました。そしたら、かけた覚えはないと明言をされました。また、特別委員会でも再三にわたって否定をされておりました。教育委員会の発言でも、この特別委員会では教育委員会の判断で行ったとのことであると回答をされました。そこで確認のため、教育長、教育委員会並びに副町長に再度、確認をいたしますが、圧力が有ったのか、無かったのか、これについて明確にこの場で今どのように考えておられるのか、教育長の方からお尋ねします。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

お答えいたします。圧力は有りませんでした。以上です。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

私も契約に対する疑義だということで、圧力とは感じておりません。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

分かりました。大体私も想像しておりましたので、私もそのように思っております。当該議員の名誉を回復するためにもちゃんとした形でお話をしとったが良いのかなと思います。これは議員辞職勧告まで行ったわけですから、これについてもやはり実際に自分があった、今起こってる政務調査費とかそういう部分についてのびしっとやらなくちゃいけません、言った言わないの状況、それもよく確認ができない部分をやるのはいかなものか。しかしこれは議員の特権でありますし、私たちが止めるわけでもありません。それでは、この調査をしている中で、少し私も腑に落ちないところがありますので、そこを2、3点質問させていただきたい。今回の落札業者及び金額はどうなってますか、お尋ねします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

お答えいたします。本年度の落札業者につきましては西彼農協でございます。落札価格につきましては、10キロで2,945円でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

農協というのは立派な会社ですから、正当な金額でされたものと思っております。ただ、その中で昨年、私ずっと調査をしている間に地産地消月間及び給食月間ですか、このときに要は入れられたJAとそれからじげもんですか。これでかなりのトン数を入れていらっしゃるわけですね。これについての金額はお幾らでしたか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

じげもんにつきましては約1.5トン、60万6,000円でございます。JAにつきましては約6.9トン、218万5,000円でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

すいません、キロ単価で言ってください。そうしないと比較ができませんので、先程の私が申し上げた先程、農協のキロの294円50銭ですか、それに対しての金額を言ってください。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

失礼いたしました。じげもんにつきましては、キロ税込みの400円でございます。キロで400円でございます。JAにおかれましては、税抜きの価格でキロ単価294円50銭でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

なかなか話術が上手いですね。税込みと税別を分けるなんて、普通はそのままの価額言うんですけどね。それはいいです。ただ、こうすると約100円の差が出てくるわけですね。結局、納入される今度JAが294円ですか、それとあとじげもんが400円ぐらいですか、そうすると約25%ぐらいの金額が高いわけですね。当然、地産地消ということで高いというのは私も認めます。地産地消で地元業者育成っていうのは、これはもう町の基本的な考えだと思いますからね。ただしかし、この金額が余りにも25%っていうのは大きいですね。この辺はどのように解釈をされていますか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

これにつきましては、各学校の栄養教諭の方で献立を作っておりますが、年に数回は長与町産のお米を子供たちに食べさせたいというふうなことで多少割高でございましたが、それを入れたいというふうな希望をそのまま了承したものでございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

多少と言っても25%は少し高いのかなと思うんですが、キロ数がそう大きくないからその辺は幾らか理解をさせていただきたいと思います。ただ、やはり生活困窮の中で給食費も払えないとか、そういう方もやっぱりいらっしゃいますから、そういうバランスも考えてやっぱりやるべきだと思うんですね。地産地消で地場のものを子供たちに食べさせるというのが、大変大切なことだとそれは私も認識しています。ですから、この辺

の数字の元をもう少しマネージメントしながら検討をしていただきたいと思いますと思いますが、どうですか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

お答えさせていただきます。大変ありがたい御意見、ありがとうございました。今後の献立等につきましても、地産地消も含めて全体として子供たちあるいは御家庭に負担が無いような形で献立を立てるようなことで指導していきたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

もう1つ、ちょっと私も不思議に思ったことがあるんですけど、調査をする段階で今回、JAがお米を入れられるということで精米機ですね、精米をするのに農協じゃなくて、よそで何か精米をされてるという話をちょっと聞きましたけど、そしてそれを何か調査に行かれたとかいう話を聞きましたが、その辺についてはどうですか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

お答えいたします。議員御指摘のとおり、JAにおかれましては佐世保市にある企業の方で精米をされております。この調査につきましては、今回、先程教育長答弁にございましたように要綱を変えさせていただきました、町内の全てのお米を取り扱う業者に今回の米の納入についての御案内を差し上げました。回答があらわれましたのは、昨年度まで納入をいただいていた業者、長崎県給食会、先程御紹介いたしましたJA、この3者でございました。昨年度まで納入いただきました業者におかれましては、事故等の報告がございませんので、調査をする必要がございませんでした。学校給食会も全てにお米を出しておりますので、これについても調査の対象ではありません。そこでJAにおかれましては初めてですので、ここの調査に入らせていただきました。その調査に入った所が、先程申し上げた佐世保の業者でございました。以上のような経緯です。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

要はJAだから別に私は心配しておりませんが、やはりJAクラスになると精米機もちゃんと自分の所で管理をされて、そして、だから要は結局、他業者に出すということはその管理をまた、そこやらないといけないという話になるわけですね。そういう分についてもう少し農協とお話をされて、そして、安心安全な安価な米が取れるように努力をしていただきたい。そういうことを要望いたしまして質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で15時15分まで休憩いたします。

（休憩 14時56分～15時15分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き、会議を再開し一般質問を行います。

通告順10、河野龍二議員の①公共施設町民有料化について。②町内交通状況の対策についての質問を同時に許可します。

14番河野龍二議員。

○14番（河野龍二議員）

本日、最後となりました。今しばらく、お時間をいただきたいというふうに思います。

それでは早速質問させていただきます。はじめに公共施設町民有料化についてですが、先程、同僚議員から同様の質問がなされました。ほとんど同じ内容だというふうに思いますけども、通告に従って質問させていただきたいというふうに思います。

公共施設町民有料化について。平成29年度より公共施設が有料化になり1年が過ぎましたが、未だ私の所には苦情の声が寄せられます。有料化への移行は、1点目は公平性の担保、2点目は施設使用料の適正化、3点目に自主財源の確保と説明されてきました。しかし、その説明は29年第1回定例議会の私の質問の折に改めて公平性の問題、施設使用の適正化の問題も何ら納得のできる回答ではありませんでした。さらに議案審査の中で町民が無料なのは長与町だけだと提案説明がありました。これも全く事実と異なった説明でした。以上の点を踏まえると施設有料化の問題は再考すべきと考え、改めて質問いたします。（1）3点目の自主財源確保では1年を経過したが、目標に沿った自主財源確保ができたか。（2）議案審査で県内の市町村において町内者の無料は本町だけと説明したが、何を以て本町だけと説明したのか。（3）長崎市並びに時津町と同じようにせめて町内の団体で登録団体は無料にする考えはないか。以上質問いたします。

2つ目に町内交通状況の対策についての質問を行います。先の議会でも質問をしましたが、町内の交通状況については様々な意見が寄せられます。道路の路面の改修から信号機の設置など寄せられるが、なかなか解決に至りません。状況を知ってもらうためにも改めて質問いたします。

（1）信号機の設置について。（イ）東高田町営住宅県道からの入口、これは同僚議員も質問した折、移設は可能だという質問の内容でありました。しかし、移設には周辺住民の同意が必要であります。自治会としても8年ぐらい前に移設に向け検討し、住民の皆さんと協議をしました。しかし、信号機を身近に利用する住民からは移設の同意が得られなかった経緯があります。そもそも市内から来るバス停留所が変則的であり、これを解消するには信号機の新たな設置しか解消ができません。これまでも新たな信号機の設置はできないとの答弁でありましたが、県内を見るとわずか10メートル足らずでも信号機が2か所設置されてる場所が見受けられます。事故原因を減らすためにも関係

当局に再度要請する考えはありませんか。(ロ)道の尾地区蓬莱橋交差点について。この場所は時差信号式でなく、泉町方面に右折する車が曲がれずに渋滞するという声を聞きました。時差式への変更ができないか質問いたします。(ハ)三彩地区の舟津橋までの長与中央線交差点について。ここは通学路でもあり、地元自治会からも信号機の設置の要望が出されていると聞いております。以前も小学生がはねられる事故もありました。通学路に指定するいずれかの交差点に設置ができないか質問いたします。

(2) JR対策について。(イ)ダイヤ改正により減便が行われたことは御承知のとおりです。増便要請や車両増での対策の要望ができないか、質問いたします。(ロ)車いす利用者が長与駅を利用する場合、20時25分までしか乗り入れの対応がなされていないとお聞きしました。利用できる時間を延長するよう要望できないでしょうか。

(ハ)改札そばのトイレ利用も19時までと制限がされています。制限時間の延長も要望できないでしょうか。

(3)町道路面の改修について。(イ)以前より路面の改修が急がれる地域があります。年次計画は作成されていると思いますが、計画どおりの整備ができているのか、お問い合わせいたします。(ロ)道路にあるグレーチングや側溝ふたの隙間で杖や車いすの車輪が隙間にはさまり危険という声を聞きいたしました。安全対策の考えはないか。

以上、質問いたします。

○議長(内村博法議員)

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは、今日最後の質問者であります河野議員の質問にお答えをさせていただきます。1番目1点目と3点目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からそのほかの質問についてお答えいたします。

1番目2点目の議案審査で、県内の市町村において町内者の無料は本町だけの説明についての御質問でございます。平成28年12月定例議会の議案第85号の長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の議案審査の中での説明であります。その内容はふれあいセンターの類似施設を対象に、町内者の使用料の設定につきまして県内類似施設を調査比較しましたところ、本町だけが町内者の使用料の設定がされていないという状況でした。そのため本町だけであるとの説明をしたわけでございます。担当者の説明におきまして十分な説明が不足していたことにつきましてお詫び申し上げたいというふうに思っております。

続きまして2番目1点目でございます。東高田町営住宅県道からの入口の信号機の設置でございます。信号機設置の要望箇所は県道長崎多良見線と町道が交錯する場所となっております。信号機の設置について警察庁交通局より指針が制定されておりまして、信号機設置の必要条件といたしましては、隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていることとなっております。設置要望箇所は150メートル以内に

東高田バス停横横断歩道に押しボタン式信号機が既に設置をされております。または信号機が連立することによりまして、更なる交通渋滞を誘引することが懸念されるわけでございます。なお、時津警察署交通課と他地区との協議の中で地域住民の同意があれば移設の検討ができるとの見解を伺っております。これは先程の議員の御案内のとおりです。今後地元からの要望を受け陳情を検討したいと考えますとの答弁をさせていただいております。その後地元からの移設の要望等は伺っておりませんが、要望があれば時津警察の交通課と再度協議を検討していきたいと考えております。次に（ロ）の道の尾地区蓬来橋交差点の時差式信号機への変更の要望ですけれども、現地確認調査や時間帯における交通渋滞の状況等を時津警察署の交通課へ報告し協議を行っていきたくと考えております。次に（ハ）の三彩地区から舟津橋までの長与中央線交差点の御質問でございますけれども、信号機の設置要望につきましては以前から要望が提出されている箇所ではないかと考えております。要望箇所につきましては、地元自治会や関係団体との現地立ち会い等を実施しながら要望書を時津警察署経由で県警本部へと提出をしまいましたが、採択につきましては残念ながら県内の優先順位等により困難な状況にあり、本町としましては地元からの要望に基づきまして、今後も引き続き協議を行いながら継続をしていきたいと考えております。なお、町としましては、交通安全への注意喚起を促すための看板の増設や横断旗の設置等々実施をしておるところであります。

続きまして、町内交通状況の対策（イ）のＪＲ対策の増便や車両増の対策の要請についての御質問でございます。鉄道網の整備促進につきましては長崎新幹線鉄道利用促進協議会を通じまして、毎年ＪＲ九州に要望を行っております。本町におきましては、特に朝夕の通勤通学時間帯の列車の増便、増結について継続して要望を行っております。これまで諫早、長崎間の通勤通学時間帯の増便など御対応いただいている状況でございます。こうした中、今春大幅な減便を予定しているとのことで、昨年１２月にＪＲ九州が来町されましたけれども、事前協議もなく突然の減便案でありました。そのため、急遽本年１月に同協議会を通じて、ダイヤ改正の再考などにつきまして要望を行ったところでございます。その後のＪＲ九州との協議の中で、本町におきましてはＪＲの利用者は増加傾向にあり、今後の需要の増加も見込まれる中、住民生活への影響は懸念されるため減便は容認できないことをお伝えし、改めて見直しを要請しましたがけれども、結果としては当初案のとおり、ダイヤ改正による減便が行われたところでございます。今後も引き続き要望書の提出などを通じまして、鉄道網の整備促進につきまして要請をしまいたいと考えております。次に長与駅における車いす利用者の介助時間の延長についての御質問でございます。長与駅における駅員の勤務時間の関係上、平日は２１時１０分まで、土日休日は２０時２５分までになっているようでございます。これにつきましては長与駅のみではなく乗降先の駅での対応も必要となるため、人員の確保や人件費等諸経費の発生など鉄道事業者の経営判断に委ねられる部分が大きく、現状におきましては対応の時間を延長することは難しいというふうにお聞きをしております。続きまし

てトイレの利用時間の延長での質問でございます。改札そばのトイレは町が管理する施設でございます。防犯の関係上、深夜の利用を制限するため駅員に施錠をしていただいておりますのが現状でございます。利用者に不便が生じているようであれば駅員の勤務時間の範囲内で利用時間の延長ができないか、JRとの協議を行ってまいりたいと、そのように考えております。

続きまして3点目の町道路面の改修の御質問でございます。昨年度は道路舗装予定箇所について国の補助金である社会資本整備交付金が満額交付とならなかったため、当初計画どおりにはできておりませんが、その中でも劣化が激しい箇所を優先して施工をしてまいりました。また、今年度改良予定箇所におきましては、同じく社会資本整備交付金の採択要件が変更となっております、予定箇所に変更がっております。そのため昨年同様に厳しい中での施工となりますけれども、その予算の中でも多くの箇所をできるように進めてまいりたいと考えております。次にグレーチングと側溝蓋の隙間の安全対策ということでございますけれども、御存知のとおり、グレーチングにつきましては表面水を側溝へ流す役目を負い、側溝蓋の隙間についても側溝の維持管理を行う上で重要なものとなっております。一方、同施設につきまして、高齢者をはじめ視覚障害者の方、肢体の不自由な方などに不便を生じていることも把握しております。そのため各方面からの情報を提供いただいた場合は直ちに現地調査や聞き取りを行い、機能を損なわないで改善できる箇所について適宜施工をしていきたいと考えております。

私の方からは以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

1点目の公共施設町民有料化についての御質問の1ですね。1点目の目標に沿った財源確保ができたかの御質問についてお答えします。今回の使用料の改正につきましては、公平性の担保などの観点から、町外者の2分の1の御負担を町民の皆様をお願いしてるところでございます。目標額などは設定しておりません。町民の皆様新たに負担していただきました財源につきましては施設の維持管理に充当するだけでなく、施設の改修など施設整備の充当にも使わせていただいております。昨年度はシーサイドパークフットサルコートナイター設備工事の財源に使わせていただきました。今年度におきましても長年要望がありました町民体育館のバスケットゴールを可動式へ改修する工事の財源に使わせていただくことにしております。社会教育の推進に役立たせていただいているところでもございます。今後も利用者の皆様が快適な施設を御利用していただくための財源として活用していきたいと考えております。

3点目の町内登録団体は無料にする考えはないかの御質問についてお答えいたします。時津町では青少年団体や公民館団体について減免を行っております。長崎市では学校体育施設の開放において、校区内の小学生の団体について減免を行っております。当町にお

きましても団体登録していただきますと、65歳以上の団体や小中学生の団体などについて減免を行っております。それと町老人クラブや町体育協会など、町を統括する団体については使用料を免除しているところがございます。使用料の改正をして1年以上経過いたしました。多くの町民の皆様には一定の御理解をいただいているものと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは順を追って再質問をさせていただきます。順を追ってといいますか、有料化の問題の（2）の議案審査の件で、町内者の無料は本町だけだという説明は類似団体を見るとそういう状況だったということだということ言葉足らずだったというふうな説明でありましたけども、そうであっても、先程、教育長の答弁でもありました登録団体は無料だということ、ここから先に質問させていただきますけども、先程、教育長が答弁した内容で、ちょっと私がお聞きしてる内容と違うんですね。例えば長崎市の説明をされました。長崎市の施設の使用料のホームページを見てみますと、1番最後の登録団体のところが、校区内の方10名以上で構成された団体については子どもの団体は施設使用料、照明料、免除。大人の団体は施設使用料が免除になります。先程、教育長が答弁されたのは校区内の子どもの団体はというふうな話です。ここには大人の団体も無料と。照明料は取りますけど施設使用料は無料ですと。ここが本町と違うところですね。時津についても、先程いろいろ登録団体、各施設が、時津についてはコミュニティセンターという名称で公民館と同じような形で使われてるんですけども、ここについても登録団体は基本無料ということで、登録していればそのコミュニティ施設を使いますという登録団体は無料ということ言われてるんですよ。グラウンドについても町内の事業所もスポーツ団体として登録すれば、施設使用料は無料なんですよ。ここはある方から聞いたんで、そこがそうだったのかなというのは、そこはちょっと確認できてないんですけども、ある方に聞くと自治会で、例えばグラウンドを使用するとき、ソフトボールの練習をしますというときは照明代も取らないと。これは前の私質問の時も言ったと思うんですけども、そういう状況なんですよ。先程、議案第85号はふれあいセンターの利用の問題だということで、ここは類似団体をみると、町民が無料なのは長与だけなんですよというふうに言われましたけども、こういう流れをみると時津のコミュニティセンターも、極端に言えばふれあいセンターと同じような利用形態なんですね。公民館、準公民館みたいな扱いで。そうすると単にここの施設だけがというふうな形じゃなくて、やはりどの施設もこういう状態で、我々が受け止めるこの中身を見ると、我々が受け止めると長与だけだったんだというふうにしに捉えられないわけですね。単にここの施設だけじゃなくて。そういう意味ではやはりこの状況を見ると非常にこの矛盾があるんじゃないか、時津や長崎市の。さっき教育長は本町の実態も言いましたけど、6

0歳以上の団体は減免ですよ。免除じゃない、減免ですよ。スポーツ団体の登録でいろんな大会の時は免除になったりしますというような話ですけど、やはりこういう状況を見ると長与町だけが非常に町民の皆さんからもしっかりお金を取るといふうな部分では、矛盾してるんじゃないかなというふうに思うんですけども、今のお話を聞いて、今の質問を再度お伺いしたいと思います。そういう状況、矛盾してないとお考えになるのか、そこをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

時津町のスポーツ施設の関係について申し上げますと、登録団体全てが無料ということではなく青少年団体、あと公民館が認めた行事等での登録団体、公民館が公民館の行事ですよということで認めれば100%減免となっております。それ以外の使用目的で使う場合は、料金は発生するという事でお聞きしております。それと時津の事業所で作ったチームも町内の構成者が5割以上とかあって、その中で定期登録団体、定期的に毎週何曜日に使いますよという団体については無料ということでお伺いしております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ですから、無料の団体があるわけですよ。そういう意味では登録すれば無料で、登録してても有料な団体もありますけども、基本そういう形で登録すれば無料の団体になるというところで。本町の場合はスポーツ団体に登録してても大会等は無料になるわけですよ。練習だとかそういう部分は有料なわけですかね。そこは矛盾してるんじゃないんですかと。時津の例をもう少し、是非調べていただきたい。自治会の団体はこれは無料だと聞いたんですよ。照明までナイターを使っても無料だというふうに言われて、そういう状況を教育長は先程、いや住民の皆さんから不満の声はあってませんというふうに言われてましたけども、先程同僚議員もこうやって議会で質問した、私も質問したと。やっぱりここには住民の声があるわけですかね。決して無いわけじゃない。無いのに質問してるわけじゃない。あるから質問してるわけですよ。そういう意味ではそこを聞いて、やはり判断しないとイケないんじゃないかと。無いというふうに、もう拒否するんじゃないかと、こういう状況に矛盾があるというところは見直さんばいかんというふうに思わんばいかんっちゃなかですか、そこはどうですか。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

時津も長与も別の団体で、独自性を持って行政の経営をしております。今回使用料等の改正ということで冒頭から申し上げております公平性の担保、施設使用料の適正化、

自主財源の確保というのを目的に今回その改正をしておりますので、本町ではそういった使用料の方を町民の方から負担していただくということで考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

そうすると先程の議案審査の中で、県内の市町村において町内者の無料は本町だけですよというのはやっぱりこれ違うんですよ。先程の説明で、いや本町だけですからこういうふうに提案しますというふうな内容で説明してるわけですから、それを言い出すといや独自性ですというふうな、全く説明つかないじゃないですか。だから、この間よくそういう議論をさせていただくんですけども、近隣市町を見てとか、先程も他の議員のやりとりの中でも近隣市町の動向を見てだとかいうふうな話をするんですけど、これだけは長与町の独自でというふうな、独自でやって町民の皆さんが喜ぶ方なら良いですよ。ただ、こうやって長崎市の状況や時津町の状況を見ると、何で長与町の町民だけそうやって毎回毎回、施設を使う時にお金を取られんばとやろうか。これはやっぱり矛盾になるんじゃないですかね。やっぱりこういう矛盾があるならば、私は見直すべきだというふうに思うんですけども、見直すという答えが全く返ってこない。もう全く見直す気が無いというふうな形という答弁なのか。是非、そこは見直すべきじゃないかなと。見直すというふうに言わんにしても、これ検討すべき材料じゃないかなというふうに思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川教育次長。

○教育委員会教育次長（森川寛子君）

先程からも答弁いたしておりますように、やはり公平性の担保というのが1番大きいのかなと思ってます。使う方、使わない方というのがどうしても出ておりますので、使う方に一定の御負担をいただくことによって、その施設を維持管理していくという方向性は必要だと思ってます。見直すべき点と言いますと、例えば減免の対象者というところで、もしかしたら不備な点があるのかもしれないので、そういう面での見直しというのは随時検討していくべきだなと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

公平性の担保、施設使用の適正化という部分で私聞いたんですよ。公平性という部分では利用してない人から、何であなた達だけ利用してるんだというふうな不公平の声が出たかというのはそれは掴んでないという話だったんですよ。単なる公平性の担保というのは行政が言われるのは分かります。利用してる人達が利用してるんだから、そこで負担するのはというふうなそういう理屈だというふうに思うんですけども、ただ先

程同僚議員から出たスポーツの振興の問題、公民館法の問題ですね。ここにあるのは町民の施設ちゅうのは、やっぱり町民の皆さんが本当に有効に活用して、はじめて活きる施設だというふうに思うんですよね。そこに制限が掛けられて、長崎市だとか時津町との住民との使い方の違いがそこに生まれてくるというのは、やはりここは長与町に住んでる町民の皆さん方からすると、それこそどこに公平性があるのかと。長崎市、時津町は団体登録すれば本当に気軽に使えると、しかし、長与町は負担をしなければ使えないという、こういう部分でもやはり今他の自治体との、この住民の人達との、公平性というのもやっぱり考えるべきではないかなというふうに思うんですよね。ここは先程、教育長は住民の皆さんからそういう声が出てないというふうに言われましたけども、まだまだ私の所にはそういう声がありますんで、これ声が上がればそういう検討もされるということなんですか。再度伺いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

公民館辺りの館の館長辺りには定期的に私聞いてるんですけど、館長辺りからは苦情は入ってませんというようなことですから、今のところはもう、私達としましては1年経過しても町民の方から特別私達に入ってるもんじゃないもんですから、今のままで良いんじゃないかろうかと考えております。先程と同じです。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

そしたら、ちょっと有料化でどういう状況になってるかという一例を少し上げたいというふうに思いますけども、2月28日だったんですが、施設名を言うと施設の人達の仕事の問題に関わってくるかもしれませんので、そこは触れずにおきたいというふうに思うんですが、ある団体が施設を借りてたということで時間どおりに行ったら、もう夜だったんで管理人の方しかなくて、しかし、そこには借りてるという状況が無いということでその団体はその施設を使えなかったと。後々その利用申請に行った領収証だとかもあとから出てきたんですけどね。それはその施設側の不備だったんですよ。そのとき私もちょっと立ち会ったんですけども、公民館だったんですけども、公民館はどこの部屋も誰も使ってなかったんです。仮にこれがもし、お金を取らないという状況ならば管理者の判断で、ああそうですかと、そしたら何か不備なんでしょうねと、どうぞ使ってくださいというふうになったんじゃないかなと。ここは有料が発生するもんだから、そこはもう貸せないというふうになって、結局その方々はもう借りれなかったということが1例ありました。もう1つ、ある施設なんですけども有料化のことで、結局、その施設に入る、部屋に入るのに5分前にしか入れない。当然かもしれないですけどね。お金が掛かってくるということで。以前はそういうこと無かったんですけどね。そこも結

果的に何でしょうね、ある施設はもう早く来てるのに、いろいろと準備したいのに5分前しか入れないというふうな、これが有料化の多分原因だと思うんですよ。有料化になったから、お金が発生するからそういうことが出てきてる。非常にそれは住民に対してメリットなのかなと、公平性の問題だとか使用の適正化だとか使用施設の適正には使われてないんじゃないかなと。住民の人が本当に気軽に使えるような状況というのを生み出すのは、こういうのがやはり無いことが1番利用しやすい、今までどおりに利用してもらおうのが。こういうことが起きてるんです、実際。私はこういう声を聞いてるんですよ。その声を上がってないということなんですけども。やはりこういうことが起きてること自体も、やはり僕は問題だというふうに思いますんで、これは先程同僚議員からもありましたけど、なかなかこういうふうにならないということなんですけど、これ住民の声がもし、どんどんどんどん上がってきたら再検討すべき内容だというふうに思いますんで、是非、検討をするべきだというふうに思います。そしてもう1つ、これ、是非長崎市、時津町、もっとう状況調べてみるべきだと思います。私は今担当課が答えた内容じゃなくて、本当に施設を借りる側は登録してればお金が発生しないし、自治会の人にはナイターまで無料にするということで、ここは何かと言うと先程も出たけど、やはり本当に施設を住民の方が利用してもらおうというふうな、やっぱりそれがありがたいというふうな、先程言いますように誰も使っていないのに使えないというふうな状況じゃなくて、それがまさに施設を適切に利用する考えじゃないかなというふうに思います。それが公民館法に基づいた、スポーツ振興法に基づいたやり方ではないかなというふうに思いますんで、先程教育長はもう答えは変わらないということなんで、もっとう住民の声を集めて私は再度質問したいというふうに思いますんで、この件については以上で終わりたいというふうに思います。

あと次の2番目の信号機の設置についてですけども、前回の同僚議員に対して答えた内容と全く同じ回答で、自治会から要望が出れば移設を検討したいというふうに、ここ私の質問聞いていたのかなと思うんですけど、自治会としてもそういう検討をしたんですよ。移設を考えて動こうということをやったんですけども、やっぱり信号機を利用する方々は移設してもらおうと自分達が今度不便になるということで、なかなか同意できなかったです。に対しても自治会からその要望が出れば、要求が出れば要望すると。ちょっと残念な答えだったかなというふうに思います。そして、ここバス停、御存じですか。バス停が長崎市から来る方面と長与から長崎市に行くバス停の間隔、非常に開いているんですよ。これ信号が仮にその入口の方に移ると長崎市から来て降りた人達はもう信号機まで行かないと思うんですよ。そういう状態にあると、それはもう住民の方に聞きました。もうそれ信号機利用せんよと。もう道路を横断してしまうと。かえって危険なわけですよ。そういう意味ではやっぱりここにあるように、新設してもらおうのが1番の解決策なんですよ。それで、信号機の設置の指針なんですけども、言われるように信号機の設置のための必要条件というところで、隣接する信号機の距離が原則として150メ

一メートル以上離れてることというふうになってます。ただし、信号灯器を誤認する恐れがないということ、交通の円滑に支障を及ぼさないと認められる場合ということで、だから但し書があるわけです。150メートル以上離れてないと絶対だめですよというふうになってないわけです。ここにもありましたように10メートル足らずというのはちょっと大げさだったかもしれませんが、私これちょっと関わった事があって、時津町の西彼杵郵便局から入ったところにコンビニエンスストアがあるんですけど、そのコンビニエンスストアを挟んで信号機があるんですよ。ここはどういう形でそこに信号機が2つできたかと言うと、住民の方が特に学校に通う子ども達の親御さん達が、信号機設置して欲しいと、そういう運動の中で聞くところによると町長の所までやっぴりこの要請が来て、町長がその場で、すぐお隣が時津署ですから、そこに話しに行つたと、後日行つたのかどうか分からないですけども、そういう状況なんです。ですから、ここはコンビニエンスストア挟んでですから、そんな距離はないんですよ。本当に。そういう所でも設置が可能なんです。だから、前回同僚議員も質問してましたけど、ここで事故件数がどれくらい出てましたか。6件とか7件とかいう話でしたよね。信号機の設置の指針の、信号機の設置のための択一条件というのがありますよね。これでは信号機の設置により抑止することができると考えられる人身事故が信号機の設置を検討する前1年間に2件以上発生しているだとか、交差点の形状、視認性、車両の速度、当該場所における物損事故件数から事故発生原因を調査し分析した結果、交通安全確保のために信号機の他に代替することができないと認められることというふうになってますよね。まさに事故がそれだけ多数起きてるならば、私はここはそういう意味でもやっぴりもう一度要請というか、是非つけて欲しいというふうな要請をしていただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事兼地域安全課長（山口功君）

今、御指摘の場所につきましては、先程町長の答弁にあったとおり、東高田の公営住宅から出た所ではないかというふうに考えております。また、これにつきましても、この御質問等が出たあとに、すぐにまた時津警察署の交通課とも協議をさせていただきました。と言いますのは、やはりその路線の中において、従たる路線と副たる路線というのがございまして、例えば国道と県道が交わる場合にはどうしてもやっぴり150メートル以内に隣接する信号機も実在はしております。ただ、それにつきましてはそれぞれの設置の経過がありまして、例えば、近隣に大きなそういう商業施設とか、あとはどうしても人の出入りが大きいそういう場所があったりとか、そういうような信号機の設置場所についての選考も聞いております。それからまた、先程言われました時津の所につきましても、実は時津警察署の方からもお話をいただいたんですけども、やはり結論から申しますと、時津警察署としましても県の公安委員会の方に申請を出されるというこ

とで、いろんな採択基準に基づいて出されてはいるんですけども、いかんせん県の方の採択が県内で8基から9基ということで、かなり狭き数字でございます。それで本来いろんな意味で要望等も上げておりますし、いろんな状況の中で協議をさせていただいておりますけども、なかなか採択にいつてないのも1つあります。またもう1つ先程議員の説明の中にありますけども、誤認をしやすいというのも、逆にそこでは発生しやすいのではないかなということ警察から聞いております。直線距離で横断歩道が、その信号機があってその手前にまた信号機があるとなると、もし間違つて横断歩道の所と、もちろん管理センターによる管理はしておりますけども、もし、そういうような場合には連続した信号機の場合には逆に危ないのではないかと、また逆に渋滞を招くのではないかとということもお聞きしておりますので、一応そういうふうな条件も縷々勘案しながらいろんな検討課題ということでさせていただいております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

この間ずっとお聞きした内容と全く変わってはないんで、ただやはり地域としてもあそこは非常にネックなんですよね。もう右折が本当ラッシュ時は全くなかなか出れないということで、無理に出ようとすれば、事故が起きたりするということで、やはりそこをこの信号機を設置することで解消できるんじゃないか。確かに誤認するとかそういう部分があるかもしれませんが、そこは今のいろんな技術だとか、方法を使えば十分解消できるんじゃないかなと、解消できないのは事故の方ですよ。あのまま放置しとくと。やっぱりそこは確かに本当につけて欲しいと思う熱意の問題だというふうに思うんですよね。確かに法的な問題いろいろあるかもしれませんが、やはりここにあるように但し書でもありますし、いろんな、先程申しました事故が多発してるという状況であれば、僕はよく言う、よく言うというのは住民の方からよく言われるんですけど、やっぱりそういう本当に人の命が無くなるような事故が無いとつけんとやなかかというふうな話も聞かれるわけです。それが起きて遅いわけですよ。そういう前にやりつけて欲しいという要望をしていただきたいというふうに思います。今、理事が言われた、この質問が出て再度、時津署と確認をされたというふうなことで確認させてもらって良いですか。以前から何度も質問してはいますが、何度も同じ質問だから同じような回答をされたのか、今回また質問が出てやっぱり新設して欲しいという声が出てるけども、どうなんだというふうの確認されたのか、再度そこをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口総務理事。

○総務部理事兼地域安全課長（山口功君）

先程もお答えさせていただきましたけども、御質問が出たあとに時津警察署交通課の方とも協議をさせていただいております。もちろん現地もよく警察の方も御存じで、そ

れについてはちょっと難しいですねという回答いただいておりますけども、ただ私達としましては要望等が上がれば、それに向かってそういうふうな努力をさせていただくということもちょっと話をさせていただいております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

是非、これはもう地域の人も、もし必要とあらば、地域の自治会の人達も一緒に行って設置を求めていきたいというふうに思いますんで、先程時津町の例を言いましたけども、是非町長にお時間があれば、町長も一緒になって行っていただければなというふうに思いますんで、その時には是非御協力お願いしたいと思います。あとの信号については今後も要望されていくということでした。ただ先程も出た信号機の予算が少ないというところで、この口については状況を見てということ、ハについても要望は出てるけどもということでしたけども、やはりこの要望が出てる所はなるべく早く設置をしていただきたいというふうに思いますんで、ちょっと確認させていただきたいんですけども、今、信号機の設置が要望されているというのは町内でどれくらいあるんですか。そこだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事兼地域安全課長（山口功君）

今、町内の信号機が55基ございます。それで、新たにということ先程からちょっと説明してますように、信号機の要望につきましては皆さんから出てるんですけども、多年にわたってずっと何度も要望が出てるというのがございまして、平成14年からのデータをちょっと確認しましたところ、532件ほど出ております。信号機じゃなくて横断歩道設置も含めてですね。そして、それについては、一応その現地確認等をしてから、それぞれ協議をして要望書を出しております。近年でいきますと平成29年には15か所要望させていただいております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

この15か所というのは横断歩道も含めてということですか、信号機だけですか。

○議長（内村博法議員）

山口総務理事。

○総務部理事兼地域安全課長（山口功君）

そうですね、横断歩道を含めてでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

なかなか質問にありますように何度もお願いをするんですけども、具体的に解決に至っていないというのが現状です。以前も言いましたように、私は県に対しても信号機の要望がこれだけあるんだということを強く要望して、信号機の予算も増やしていただくことが、やっぱりそういう部分で解消できる部分がたくさんあるんじゃないかなというふうに思いますので、この部分についても是非強く要望していただきたいと思います。

あとJRの問題ですけども、引き続きこれについては増便要請をしていくということのようですね。で、これが1年に1回きりの要望時期なのか、やはり今回のような状況があると私はやっぱりここも粘り強く要望していくことが、特に諫早市だとかと力を合わせて要望していくことが大事なんじゃないかなと思いますけども、やっぱり1年に1回きりの要望というふうになってるのか、そこを確認させていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

JRに対する要望につきましては例年年1回でございまして、これまではこういった今回のような大きな減便というのがございませんでした。今回本町においては3往復減便となっておりますので、そのことを知った直後に答弁にもありましたように1月に要望をしております。更に先日5月25日、これは九州全県だったんですけども、その中で本町に影響のある3便という明記をして、是非見直して欲しいという要望も特別要望としていたしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

了解しました。是非引き続き、もう1年に1回に限らず、事ある毎に要望していただきたいというふうに思いますし、車両増での対応というのはなかなか難しいんでしょうか。やはり聞くところによると、やっぱり減便が影響なのか乗客数が増えてきているのかちょっとよく分からないんですが、その車両がいっぱいになるという話もお聞きします。そういう部分での対策はどうか、その部分も要望されてるのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今回の減便ではないんですけども、毎年やはり通勤通学時間帯、朝夕が非常に混雑をしているということで、増便増結について要望をしております。その中でこれまでの回答としましては、車両ですとか、従業員総動員をして現在運行している状況ということではなかなか改善が難しいという回答をいただいております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

相手があることですからね。是非この部分も引き続き、本当に町民の方が快適に利用できる状況を作っていただければというふうに思いますので、お願いします。あと車いす利用者の問題ですけども、私はこれ休日だけのことを聞いて質問しているようなんですが、平日は21時10分までということで、この時間を過ぎると車いす利用者は利用できないという形になってしまいます。私が聞いた範囲では、結局長与に着くように20時過ぎのJRに長崎駅から乗るのにもう25分過ぎてしまうということで対応するJRの方が居ないということで、その方は結果的に、車いすだったんですけども長崎駅から浦上駅で降りて、浦上駅から車を利用して長与まで帰ってきたということなんですよ。確かに従業員の問題があると思うんですが、ここも今バリアフリーというふうに言われる中で対応できないというのは、最終便までとは言わないですけども、やはりできる環境を整えてもらうというのは大事ではないかなと思うんですよね。これについてはお話をされたんですか。勤務の時間がここまでだということで、お話をされた経緯があればちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今回、こうした御質問をいただいたあとにJRの方に実態という形で確認をいたしました。例えば、それを延長をすることも可能なのかということをお尋ねしたところ、やはりその勤務時間等もありましてなかなか難しいという回答を得たというところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

分からないわけでもないですけども、車いすを利用する方からすると非常に不親切な扱いですよ。各駅がどういう状況になってるのかと思いますけども、長与ほど多くの方が利用するところでは、やはり一定の、特にJRが便利な場合もありますので、ここも引き続き要望をお願いしたいというふうに思うのと、このトイレの問題も19時まではJRの社員の方が閉めるということで19時になってるということなんですかね。ここも利用者の状況見てて、利用する人はそこにトイレが有るから利用したいと思うだけであって、そこに無ければ違うに行くわけで、ここもちょっとこの車両の管理としては非常に不親切かなというふうに思うんですけども、この辺については、延長できるという状況ではないということなんですか。再度ここお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

今現在19時でトイレを施錠してるということでございますが、駅員がいる間の延長をお願いして、できればそのようにさせていただきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

少しこれで見ると25分ぐらい、休日だと20時25分ぐらいまでかなと思いますんで、それでもだいぶ違うかなと思うんですけど、JR全体として非常にこの長与町にあって長与町の多くの方が利用して、過去の経緯を言うと、駅舎も一定本町が負担して駅舎も建ててもらった経緯があるという状況から考えるとあまりにも商業主義的に、いわゆる公共交通としてのサービスといいますか、その責任というのがちょっと薄いかなというふうに思いますんで、この辺はそう強く言わなくても、やはりこういう部分も改善できるように要望をお願いしたいというふうに思いますけども、これについてもやっぱり増便や車両増と併せて要望できるようにお願いしたいと思いますが、何かご回答いただけませんか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

JR九州も経営がなかなか困難である中で使命感を持って対応はしていただいているものと思っております。多くの方に影響が出るような、まさに今回の減便ですとかそういったものは、単独というよりもこうした広域で要望を行っていくことが効果的だと思いますので、これは引き続き行っていきたいと思います。それと別に、そういった車いすの方、トイレの利用についてJRと協議してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

了解しました。最後に町道路面ですけども、以前、一般質問した時に路面の改修で679路線、147キロあるということで、これがどれぐらい解消されたのか、数字的に分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

路線数からいうと2路線減っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

非常に厳しい状況ですね。もっと要望したいことがたくさんあるんですけども、年次計画だからというふうになんとなく我慢してるところもあるんですけども、路面の全面改修というのはそれなりに時間とお金が掛かると思うんですけども、やはりポイント、ポイントでの改修は今もずっとされてるんでしょうか。そこを再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

議員御指摘のとおり、全面改修という形ではいきませんが、ポイント、ポイントでの改修については随時できる範囲で行っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

了解しました。一部そういう対応も今後ともお願いしたいというふうに思います。

あとグレーチングの問題は適宜そういう声が上がったということですけども、グレーチングも今非常に目が細いやつがありますよね。やっぱりそこが大きなやつと順次変えていけるような環境といますか、そういう体制を整えていただければというふうに思います。あと側溝の蓋の穴というのはなかなか難しい部分があるのかもしれませんが、これも今よく見るとだんだんその目と言いますか、穴が小さくなってきてる状況もありますんで、こういうのも気付いた所からは是非、要望が出てきてからではなくて、順次、こう気付いた所から替えていただくというふうな形にならないものなのか、そこを再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

もちろん要望等で来た場合には現地を確認して、そういった形でやっております。で、パトロールも行っておりますので、そのパトロールの中でこの箇所はやった方がよいなという所がもしありましたら、そういった箇所はやっております。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

（散会 16時14分）